# 第4期能美市障害者計画

2024 年 9 月 石川県 能美市

## はじめに

能美市では、2017年6月に「障がいのある人もない人もともに支え合いながら地域で生活できる共生社会の実現」を基本目標に、「第3期能美市障害者計画」を策定し、障害のある人の施策の充実に努めてきました。

2017年8月からは「手話言語・障がい者等コミュニケーション促進検討委員会」を立上げ、手話言語条例の制定や情報・コミュニケーションの保障、ユニバーサルデザイン等の合理的配慮に取り組んできました。また、障がいのある人が抱える複雑化・多様化した課題に対し、より身近な地域で様々な相談ができる体制を構築してまいりました。

さて、我が国においては、少子高齢・人口減少社会の急速な進展や人間関係の希薄化、 社会的孤立などの課題が表面化する中、2020年からの新型コロナウイルス感染症や令 和6年能登半島地震の影響を受け、これまでに増して障害のある人やそのご家族は将 来への不安や課題を抱いていると懸念されます。

これからの『第4期能美市障害者計画』では、近年の市民が抱える生きづらさや複雑化・複合化する課題の解決に向け、住み慣れた地域で誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくり、障害のある人が自立した生活を送る仕組みづくりの2つの基本方針を掲げ、共生社会の実現に向けて邁進していきます。

特に、障害のある人が自立した生活を送るため、当事者の声を聴き、合理的配慮や差別の解消、障害の理解啓発を推進していきます。また、大雨や地震等の災害時に不安な く過ごせるよう支援体制の充実を図っていきます。

最後に、本計画の策定にあたり多大なご尽力をいただきました策定委員会の委員の 皆様、アンケート調査にご協力をいただいた市民の皆様、そして様々な方面から貴重な ご意見をいただいた関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

2024年9月

能美市長 井出敏朗

## -~「障害」のひらがな表記について~-

障害の「害」を漢字表記することについては、負のイメージや不快感を抱かれる方々に配慮する必要があります。また、「害」の字をひらがな表記することについては様々な意見があり、「障害」という用語自体を変更すべきだという意見も少なくありません。

しかしながら、現時点において定着した替わる用語がないことと、計画の策定にあたり開催 した各種会合での意見等を踏まえ、この計画書において本市では下記のとおり取り扱いをして います。

- ・文章中の「障害」という言葉が前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「障がい」と表記 します。
- 例) 障害者⇒障がい者、障がいのある人
- ・法令、条例、規則や固有名称等は、従前どおりの表記とします。
- 例)障害者自立支援法、障害福祉サービス、広汎性発達障害、障害者週間等

## 目 次

第1章 計画策定にあたって	
第1節 計画の概要	
第2節 計画の位置づけと計画期間	
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	
1 人口の推移	13
2 障がいのある人の状況	13
3 前回計画の進捗評価	24
4 アンケート調査からみる現状と課題	
第3章 計画の基本的な考え方	55
1 計画の基本目標	
2 基本方針	56
3 重点課題	
4 施策の体系	58
第4章 障害者計画	61
1 具体的な取組	61
2 成果指標	83
第5章 計画の推進	87
1 計画の推進にあたって	87
2 能美市地域自立支援協議会の体制図	88
	91
1 計画に関する関連法令の動向	91

# 第1章

計画の策定にあたって

## 第1章 計画策定にあたって

## 第1節 計画の概要

#### 1 計画策定の背景・趣旨

現行の「第3期能美市障害者計画」の計画期間が2023年度末をもって終了したことから、これまでの計画の経緯や取組及び国等の動向を踏まえつつ、地域共生社会の実現をはじめとする本市の障害福祉施策全般の方向性とその取組について記載した「第4期能美市障害者計画」を策定し、障害福祉の更なる充実を目指します。

2017年6月に策定した「第3期能美市障害者計画」では、「障がいのある人もない人もともに支え合いながら地域で生活できる共生社会の実現」を基本目標に掲げ、障害者施策の計画的な推進に努めてきました。2017年8月からは「手話言語・障がい者等コミュニケーション促進検討委員会」を立上げ、共生社会の実現に向け協議してきました。翌2018年には手話言語条例を制定し、議会における手話通訳、手話出前講座にも取り組んでいます。また、近年障がいのある人が抱える複雑化・多様化した課題に対し、より身近な地域で様々な相談ができる体制を構築し、徐々に相談件数が延びてきている状況であります。

国は、2018年に「障害者の権利に関する条約」を批准した後に初めて策定される障害者基本計画として条約との整合性確保に留意した「障害者基本計画(第4次)」を策定、2021年に障害者差別解消法を改正しました。2022年には障がいのある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として、障害者情報アクセシビリティ<sup>1</sup>・コミュニケーション施策推進法を施行し、それを踏まえ2023年度から5か年を計画期間とする「障害者基本計画(第5次)」を新たに策定しました。

「障害者基本計画(第5次)」では、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催や 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」)の改正、 2022年に行われた国際連合の障がい者の権利に関する委員会による審査等を踏まえて策定 されています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、コミュニケーション方法の制約が生じ情報取得等に困難が生じる等、あらゆる場面におけるアクセシビリティの向上と障がいのある人が安全・安心に暮らせる生活環境の充実が必要となっています。

さらに、持続可能で多様性、公正性、包摂性を軸とした、誰もが安心して暮らせる社会を 構築するためには、SDGsの「誰ひとり取り残さない」という基本理念のもと、障がいの 有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会の実現が求められて います。

<sup>11\*</sup> アクセシビリティ: 高齢の人や障がいのある人等誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、提供されている情報や機能を 利用できることを意味する。

#### 2 福祉制度等の動向

2018 年に障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者に対する介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充が図られるほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が実施されました。

また、2019年には障害者雇用促進法の一部が改正され、障害者の雇用を一層促進するため、障がいのある人の活躍の場の拡大や雇用状況についての的確な把握等について定められ、2020年度の改正では、障害者活躍推進計画策定が義務化されました。

視覚に障がいのある人や聴覚に障がいのある人に関しては、2019 年に視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定により読書環境の整備が推進され、2020 年には聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律が制定され電話リレーサービスが制度化される等、障がいの特性に応じた対応が求められるようになっています。

2020年には、社会福祉法が改正され、地域共生社会の実現を目標に、重層的支援体制整備事業の創設が規定されています。

2021 年には、障害者差別解消法の改正、医療的ケア児支援法の施行、2022 年には、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行、精神保健福祉法の改正等新たな障害者支援施策について法律の施行や改正が進められています。

#### 3 本市の障害者施策

2017 年度より、福祉施策に障がいのある人の意見を反映すべく、手話言語・障害者等コミュニケーション促進検討委員会を立ち上げました。参加者の声を聞く機会となり、情報提供方法の改善やバリアフリー改修に向けた当事者の参画等の取り組みにより反映させてきました。

その一方で、複雑化・多様化する課題に対応するため、地域での障害や高齢に関する様々な相談に対応できる「あんしん相談センター」を設置し、相談件数は年々増加傾向にあり充実してきています。また、相談支援事業所の増加やサービスの充実により、相談からサービス利用まで一元的に対応できるようになってきました。

さらに、障がいのある人も利用しやすい居場所の提供にも取り組んできました。「インクルーシブ・プレイグラウンドのみ」や地域共生交流館の開設、ボランティアによる障がいのある子どもの親の居場所提供等、さまざまな形で実現化しています。障害理解の啓発も積極的に推進し、手話に関する出前講座や各種イベントを開催しています。

本計画は、前計画を踏襲し、地域における障害者ニーズの把握や各種施策の方向性を見直 します。また、障害福祉計画、障害児福祉計画との整合性を図りつつ、今後の障害者施策を 効果的に進められるよう、「第4期能美市障害者計画」を策定しました。

## 第2節 計画の位置づけと計画期間

#### 1 計画の位置づけ

(1)障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の法的位置づけ 計画の役割や法的根拠(法律上の位置づけ)は以下のとおりです。

#### ①障害者計画

中長期的視点に立った障害福祉の施策に係る総合的な計画で、障害者基本法第 11 条第 3 項に 基づく障害者基本計画にあたるものです。

#### ②障害福祉計画

障がいのある人等の生活支援に関わるサービスの提供等について、基本的な考え方、目標及び確保すべきサービス量、サービス量確保のための方策を定めた計画で、障害者総合支援法第88条第1項に基づく障害福祉計画にあたるものです。

#### ③障害児福祉計画

障がい児等の生活支援に関わるサービスの提供等について、基本的な考え方、目標及び確保すべきサービス量、サービス量確保のための方策を定めた計画で、児童福祉法第33条の20第1項に基づく障害児福祉計画にあたるものです。

#### ■ 根拠法令・計画の内容

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画	
根拠 法令	障害者基本法 第11条第3項	障害者総合支援法 第88条第1項	児童福祉法 第33条の20第1項	
	(平成23年8月5日一部改正)	(平成25年4月1日施行)	(平成30年4月1日施行)	
内容	障がい者施策に関する基本的な	障がい福祉サービス等の量と	障がい児支援の量と提供	
	事項を定める中長期的な計画	提供体制を確保するための計画	体制を確保するための計画	

#### (2)上位計画・関連計画との関係

本計画は、上位計画である「第2次能美市総合計画」を踏まえつつ、「第四次能美市地域福祉計画」と共通の理念をもつ対象者別の計画として策定するものであり、障がいのある人にかかわる保健、医療、福祉、教育等の施策の基本方向を分野ごとに明らかにするための計画として位置づけられます。

そのため、高齢者の福祉計画である「いきいきプラチナプラン」や児童の福祉計画である「子ども・子育て支援事業計画」等の関連計画と相互に連携したものであるとともに、国の「障害者基本計画(第5次)」や、県の「いしかわ障害者プラン2024」等の関連計画と整合性を図るものとします。

上位計画・関連計画との関係 第2次能美市総合計画 能美市創生人口ビジョン・総合戦略 第四次能美市地域福祉計画 能美市健康増進計画 能美市子ども・子育て支援事業計画 その他関連計画・ 9 能美市地域防災計画第2次能美市環境基本計画 能美市都市計画マスタープラン 第2次能美市男女共同参画プラン 介障害者計画 が期いきいきプラチナプラン (本計画) 「健康の」 み 福祉計画 21 国 障害者基本計画 県 いしかわ障害者 プラン 2024 (第5次)

6

#### (3)地域共生社会の実現に向けて

「地域共生社会」は、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創るという考え方であります。このため、施設や病院からの地域移行やその人らしい居宅生活に向けた支援の充実、福祉や雇用が連携した支援、障がい者雇用の質の向上等を推進していく必要があります。

なかでも精神障がい者には長期入院者が多く、また、退院が決まっても地域で生活する居住環境・居場所の不十分さや地域の理解の乏しさ等から地域での生活に結びつかないことが多々あります。

地域の中で障がいのある人を含む様々な困難を抱える人が、住み慣れた家庭や地域で暮ら し続けていくために、誰一人取り残さない重層的かつ一体的に支援する体制の推進を図って います。

また、一人ひとりの障がいの状況に合わせた住まい、医療、生活、就労、居場所、社会参加等の支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築の仕組みづくりを進めます。

#### 2 計画の対象者

身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病等により日常生活や社会生活に 制限を受ける状態にある人を対象とします。また、支援者や家族、地域等を含め、広く市民 がお互いに関わり合いながら計画の実現を目指します。

#### 【障がい者(児)の定義について】

障害者基本法では、障がい者を「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としています。

本計画では福祉計画を定める根拠法に基づき、障がい者、障がい児は、それぞれ障害者総合支援法で規定する障がい者、児童福祉法で規定する障がい児をいいます。

#### 3 計画期間

計画の期間は、2024年度から2028年度までの5年間とします。

なお、国の制度改定等により障がい福祉を取り巻く状況に変化がある場合には、必要に応じて見直しを検討することとします。また、「第7期能美市障害福祉計画」「第3期能美市障害児福祉計画」との整合性を図ります。

■ 計画期間 年 度 2024年度 2025年度 2026年度 2027年度 2028年度 2029年度 障害者計画 第4期能美市障害者計画 第5期計画 障害福祉計画 障害児福祉計画 第8期能美市障害福祉計画 第7期能美市障害福祉計画 第3期能美市障害児福祉計画 第4期能美市障害児福祉計画

4 SDGsとの関連について

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、2030年までに「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す国際社会全体の目標として「持続可能な開発目標(Sustainable DevelopmentGoals: SDGs)」が掲げられ、17の目標が設定されています。

本計画においてSDGSの理念に沿って、施策の展開を図ります。

■ SDG s 17の国際目標

## SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT GALS



## 5 計画の策定体制

事務局の福祉課、いきいき共生課において本計画の進捗状況の取りまとめを行うとともに、能美市地域自立支援協議会による評価・点検を行います。「PDCAサイクル」に基づく計画の進捗管理を行うため、能美市地域自立支援協議会等から随時意見を聴取しながら、各施策の実施状況等を点検します。

# 第2章

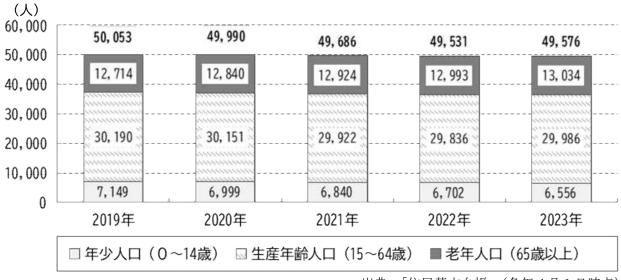
障がいのある人を取り巻く状況

## 第2章 障がいのある人を取り巻く状況

## 1 人口の推移

#### 年齢3区分別人口の推移

2023年4月1日における本市の人口は、49,576人となっており、2022年までは緩やかに減少し、その後は横ばい状態です。老年人口においては、微増傾向にありますが、年少人口においては減少傾向にあります。



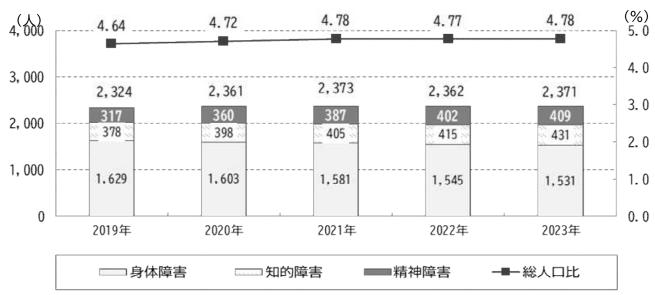
出典:「住民基本台帳」(各年4月1日時点)

## 2 障がいのある人の状況

## (1)障害者手帳所持者の推移

#### 障害者手帳所持者数の推移と総人口比

障害者手帳所持者数についてみると、微増傾向にあり、2019 年は 2,324 人でしたが、2023 年は 2,371 人となっています。また、総人口比については横ばいで推移しています。

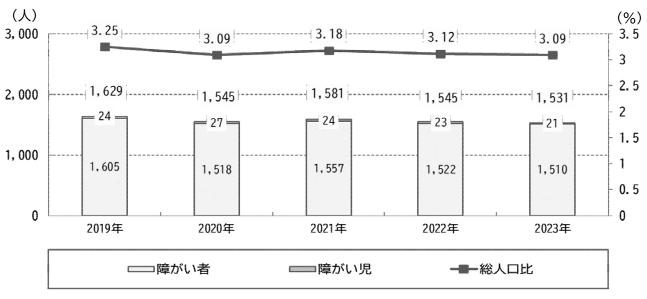


出典:福祉課(各年4月1日時点)

#### (2) 身体障がいのある人の状況

#### ①身体障害者手帳所持者数の推移

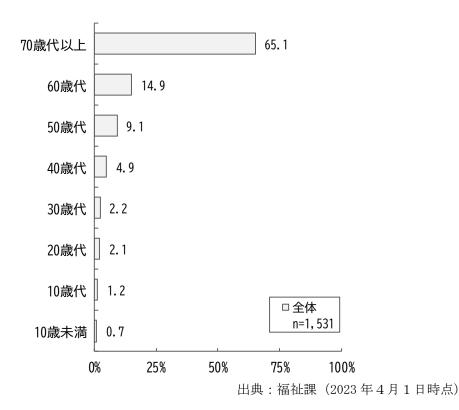
身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、2019 年は 1,629 人でしたが、2023 年は 1,531 人となっています。



出典:福祉課(各年4月1日時点)

#### ②年代別身体障害者手帳所持者割合

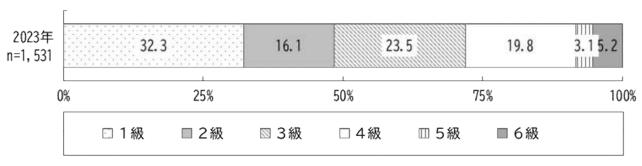
2023年の年代別の身体障害者手帳所持者割合をみると、高齢に伴う疾病等により70歳代以上の手帳所持者が他の年代と比べて非常に多くなっています。



14

#### ③身体障害者手帳所持者の等級別割合

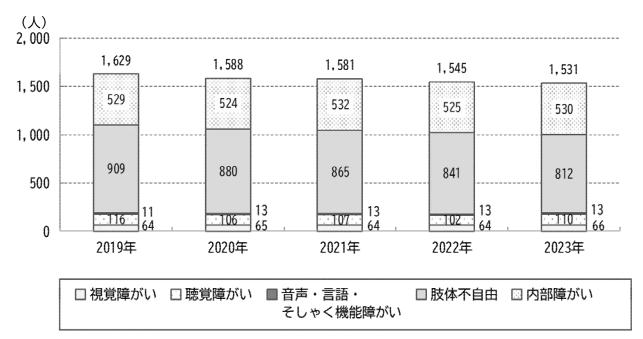
2023年の身体障害者手帳所持者の等級割合をみると、1級(32.3%)が最も高く、次いで3級(23.5%)となっています。また、1級・2級を合わせると、身体障害者手帳所持者全体の48.4%を占めています。



出典:福祉課(2023年4月1日時点)

#### ④障がい種別ごとの身体障害者手帳所持者数の推移

障がい種別ごとの身体障害者手帳所持者の推移をみると、肢体不自由が最も多くなっていますが、減少傾向にあります。



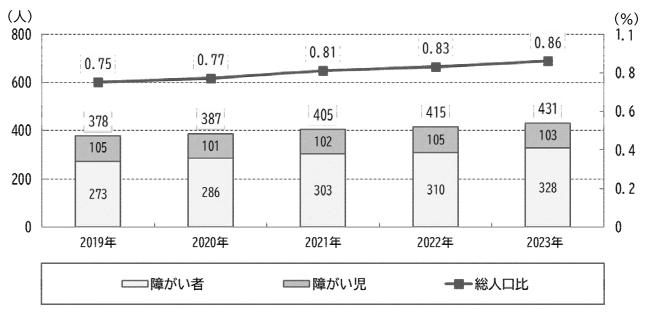
出典:福祉課(各年4月1日時点)

#### (3) 知的障がいのある人の状況

#### ①療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は増加傾向にあり、2019 年は 378 人でしたが、2023 年は 431 人となっています。

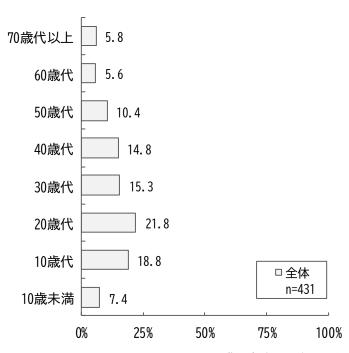
障がいのある児童は横ばいで推移していますが、障がいのある人は増加しています。



出典:福祉課(各年4月1日時点)

## ②年代別療育手帳所持者割合

2023年の年代別の療育手帳所持者割合をみると、10歳代、20歳代の若い世代での所持者数が他の年代と比べて多い傾向にあります。

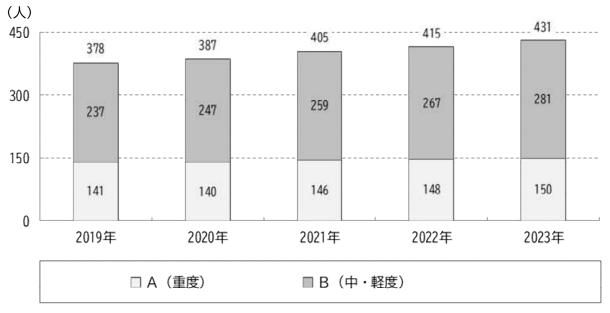


出典:福祉課(2023年4月1日時点)

## ③等級別療育手帳所持者数の推移

2023年の療育手帳所持者の等級割合をみると、A判定(重度)が150人、B判定(中・軽度)が281人となっています。

2019年と2023年の療育手帳所持者の推移をみると、A判定が9人、B判定が44人、全体で53人増加しています。



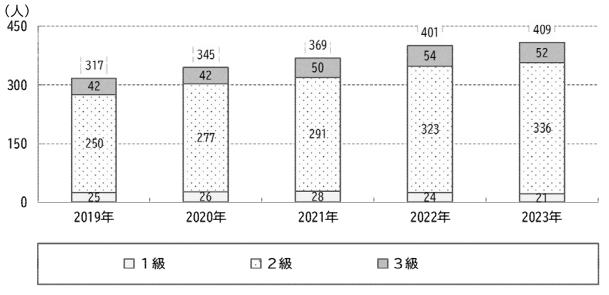
出典:福祉課(各年4月1日時点)

#### (4) 精神障がいのある人の状況

#### ①等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、2019 年は 317 人でしたが、2023 年は 409 人となっています。

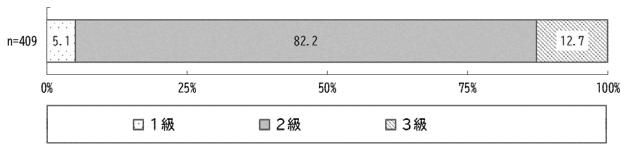
2019 年と 2023 年の精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、全体で 92 人増加 しています。



出典:福祉課(各年4月1日時点)

#### ②精神障害者保健福祉手帳所持者の等級

2023年の精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級割合をみると、2級(82.2%)が最も高くなっています。



出典:福祉課(2023年4月1日時点)

#### 【精神障害者保健福祉手帳障がい等級について】

1級:精神障がいであって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

2級:精神障がいであって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を

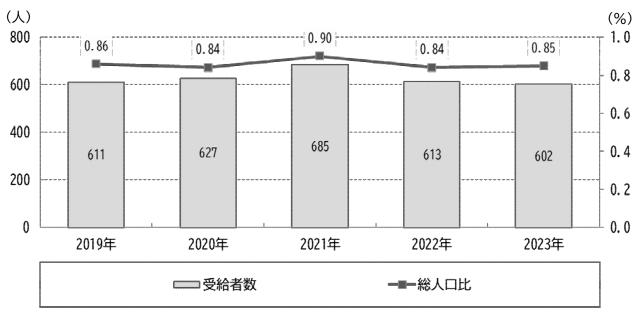
加えることを必要とする程度のもの

3級:精神障がいであって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若し くは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

## (5) 自立支援医療受給者の状況

## ①自立支援医療受給者数の推移

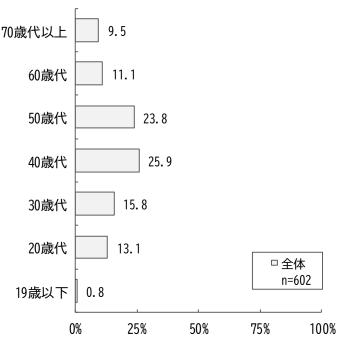
自立支援医療受給者数の推移をみると、2021 年をピークに減少傾向にあり、2023 年は602 人となっています。総人口比は2023 年時点で0.85%となっています。



出典:福祉課(各年4月1日時点)

#### ②年代別自立支援医療受給者割合

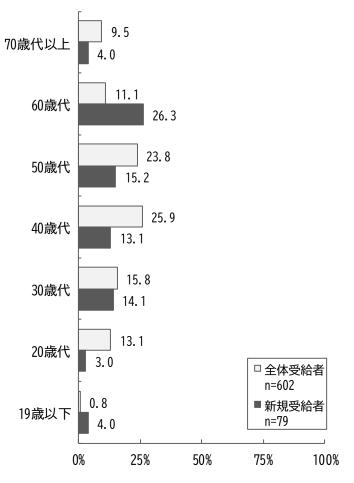
2023年の年代別の自立支援医療受給者割合をみると、40歳代、50歳代の所持者数が他の年代と比べて多い傾向にあります。



出典:福祉課(2023年4月1日時点)

## ③年代別新規自立支援医療受給者割合

2023年の自立支援医療受給者の年代別割合について、全体受給者と新規受給者を比較すると、19歳以下、60歳代で新規受給者割合が全体受給者割合を上回っています。



出典:福祉課(2023年4月1日時点)

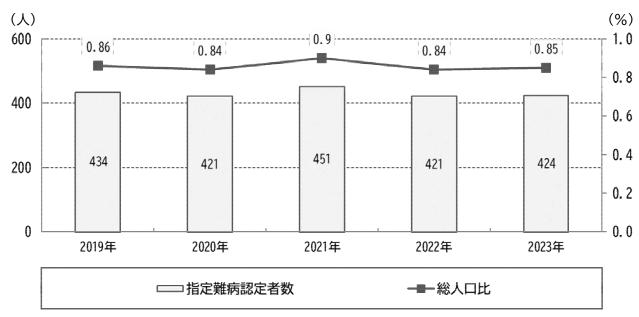
#### 【自立支援医療(精神通院)制度】

精神疾患(てんかん含む)で通院による精神医療を続ける必要がある病状の方に、通院のための医療費の自己負担を軽減する制度

## (6) 難病患者の状況

## 指定難病認定者数の推移

指定難病認定者数は2021 年をピークに減少傾向にあり、2023 年は424 人となっています。 総人口比は2023 年時点で0.85%となっています。



出典:福祉課(各年4月1日時点)

#### 【障害者総合支援法の対象疾病(難病等)について】

障害者総合支援法の対象疾病(難病等)は厚生労働省より公表されており、2024年4月より

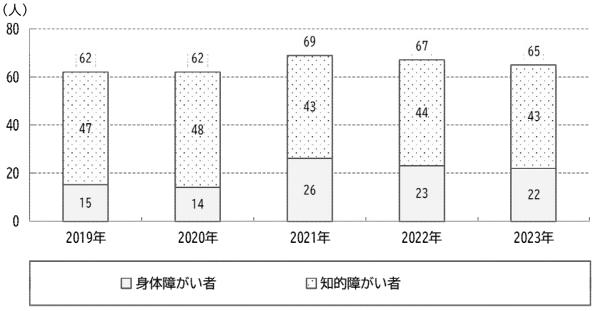
- ①MECP2重複症候群
- ②線毛機能不全症候群(カルタゲナー症候群を含む。)
- ③TRPV4異常症

上記が新たに障害者総合支援法の対象疾病(難病等)として追加され、計369種となる予定です。

#### (7) 障害者施設入所、通所者数の推移

## ①障害者施設入所者数の推移

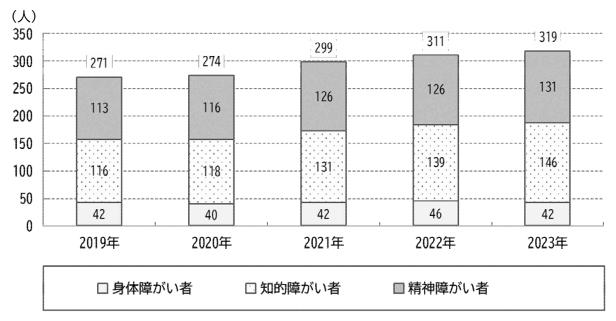
障害者施設入所者数は横ばいで推移しています。



出典:いきいき共生課(各年4月1日時点)

#### ②障害者施設通所者数の推移

通所者数は増加傾向にあり、2019 年は 271 人、2023 年は 319 人となっており 48 人増加しています。特に知的障がいのある人と精神障がいのある人は増加傾向にあります。

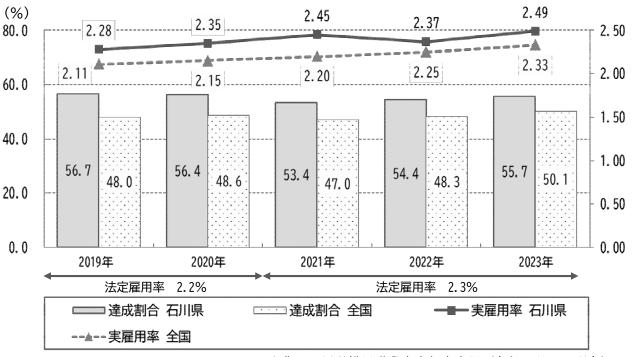


出典:いきいき共生課(各年4月1日時点)

## (8) 石川県における障害者雇用率と達成企業割合の推移

## 障害者雇用率と達成企業割合の推移(県・国)

石川県における障害者雇用達成企業割合、実雇用率をみると、全国より高い割合で推移しています。



出典:石川労働局職業安定部安定課(各年6月1日現在)

## 3 前回計画の進捗評価

## (1)施策の実施状況・評価

第3期計画における施策と、主な取組や実施状況等についてまとめました。

基本方針 第1節 ライフステージと障がい特性に応じた仕組みづくり・社会づくり

基本施策1 包括的な相談支援体制の充実

施策区分	実施状況
1. 総合的な窓口機能の確立	・2019年度から障がいのある人、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの人等の総合相談窓口として各地区にあんしん相談センターを設置し、相談・支援を実施している。 ・地域自立支援協議会の取組として、分野別連絡会に子ども・就労等の関係機関と連携し地域課題の協議を実施している。 ・障がい児支援、発達支援、養護、教育、母子保健等の子どもにおける包括的な相談支援体制の構築に向けて検討した。
2. 相談支援事業の充実	<ul> <li>・市内の障害者相談支援事業所は6か所、相談支援員13人第3期計画時より3か所、6人増えている。</li> <li>・医療的ケア児支援のための連携協議の場の設置及び医療コーディネーターが5人配置(2023年度)されている。</li> <li>・重層的支援体制事業として、複雑化・複合化した課題を抱える世帯に対し、障害や児童・高齢等の各分野の関係者が課題解決をワンストップで行う「支援チーム会議」を実施し、課題解決を図った。</li> <li>・障がいのある人等の親亡き後を見据え、地域全体で支えるための体制「地域生活支援拠点」を整備、①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④地域の体制づくりの利用促進を図った。</li> <li>・相談支援事業所のスキルアップを目指した事例検討会や重層的支援体制事業のネットワークづくりのための研修会を実施し、障害福祉サービス事業所と他分野との役割について理解を深めた。</li> <li>・地域自立支援協議会で民生委員・児童委員、身体・知的障害者相談員等が連携を行い、障がいのある人や家族が地域で相談できるようにしている。</li> </ul>
3. 専門的な相談支援体制の充実	・障がいのある人(児童)が切れ目なく福祉・医療・療育等切れ目なく専門的な相談支援を受けることができるよう、県の専門機関、市医師会の医療コーディネーターと連携しながら支援を行っている。 ・相談支援事業所による重層的支援計画に基づき、ひきこもりのアウトリーチ支援や社会参加、就労の自立に向けた支援を進めている。

活動指標	単位	計画値	2016年度 実績	2023年度 実績
総合的な窓口機能の確立	箇所	3	0	3

基本施策2 療育・教育の推進

施策区分	実施状況
1. 就学前支援の充実	<ul> <li>・障がいのある乳幼児が円滑に保育園入園できるよう各関係機関と連携し支援している。</li> <li>・保育士の加配や、子ども発達支援センター専門相談員の派遣等安心して園生活が送れるように子どもの特性に応じた対応方法のアドバイスを行っている。</li> <li>・行政関係機関が月1回連絡会を実施し、支援が必要な子どもの早期把握や早期に専門的な対応ができる家庭が増え、二次障がいや困難事例の予防につなげている。</li> <li>・2020年から親子へ遊びを通じて気づきを促す相互交流療法(PCIT)を実施している。</li> <li>・子どもへのソーシャルスキルトレーニング(セカンドステップ)研修を保育士等に開催している。</li> <li>・保育園年中・年長児クラスにおいてセカンドステップを実施している。</li> <li>・相談員が把握した事業所利用における送迎や同伴に対するニーズについて、自立支援協議会の子ども連絡会にて検討している。</li> </ul>
2. 適切な教育・就学への支援	・2020年度から教育・障害福祉・子育て支援分野が協働で 就学サポート説明会を実施し、就学相談の流れについて、 保護者や関係機関に説明している。 ・特別支援学級と通常学級との相互理解を深めるため、授 業や学校行事への参加等により、障がいのある子もない 子も共に学ぶ機会を設けている。
3. 教育支援体制の整備	<ul> <li>・特別支援教育担当の学校教育アドバイザーを配置し、市内各校で校内研修等を実施している。</li> <li>・教育センターや子ども発達支援センター等の関係機関と連携し、ケース会議を各校で実施している。</li> <li>・個別の教育支援計画を作成し、それを基に個別の指導計画を立て日々の教育活動につなげている。</li> <li>・個別の教育支援計画は、小学校から中学校、高等学校と引き継がれ、当該児童生徒の継続的な支援、将来的な本人の自立支援のために活用されている。</li> </ul>

活動指標	単位	計画値	2016年度 実績	2023年度 実績
関係機関における発達・療育相談 実人数	<b>\</b>	850	767	938

基本施策3 保健・医療・福祉サービスの充実

施策区分	実施状況
1. 保健サービスの充実と 医療ケア体制の整備・促進	・集団検診は、電話またはwebによる予約を導入し待ち時間が短縮した。また配慮の必要な人には別の色のファイルを使用する事などで、スタッフが対応できるような体制をとっている。 ・健診後は、訪問等で個別指導を実施している。 ・こころの健康を保つために、精神科医によるこころの相談を実施している。 ・2021年度から、多胎妊婦の健康診査費用の助成を開始。また、2023年度から新生児聴覚スクリーニング検査費用助成、低所得妊婦に対する初回産科受診料助成事業を開始し、健康診査の充実を図った。 ・母子保健・発達・障がい児支援の関係課が定期的に連絡会を開催し、連携を強化することにより、支援が必要な対象者の早期把握や専門的な対応につなげている。結果、早期に関わる家庭が増え、二次障がいや困難事例の予防につながっている。 ・医療的ケア児に対する福祉サービスとして、サポート事業やレスパイト事業を実施し、介護者の負担軽減を図っている。
2. 医療との連携	・医師会や各あんしん相談センターの医療コーディネーターが障がいのある人(児童)の関係機関と連携し、障がいのある人(児童)が医療及びサービス等の利用が円滑にできるよう、支援を行っている。 ・福祉見守りあんしんマップのデジタル化により、救急搬送時に本人の医療・服薬情報の共有が可能となった。 ・必要時に相談員による健康状態を適切に把握するための受診同行や歯の治療などの治療を受けやすい医療機関を紹介している。
3. 福祉サービス・地域生活支援の充実	・障がい福祉サービスや制度について「安心のてびき」や 市広報 市ホームページや各種障害者手帳交付時等に情報の周知啓発を実施している。 ・聴覚障がいのある人の情報保障として手話通訳者・要約筆記者の派遣を実施した。 ・相談支援事業所連絡会等において、地域生活支援事業の利用状況について、障がいのある人の課題やニーズを抽出し、利用者の状況に応じて必要な支援が受けられるよう事業の見直しを実施している。ライフステージ別のパンフレットを作成し、情報の周知を図っている。 ・障害福祉人材の確保に向け、採用力の向上や若手職員の育成を目指し、事業所の魅力を発信した。 ・障がいのある人の外出や社会参加を支援する移動支援事業については、サービス側の人員確保がむずかしく、利用しにくい状況となっている。 ・共生型サービスについては、整備できていない状況である。 ・重症心身障害児や医療的ケア児を支援する事業所は専門職の不足により減少し、1事業所となっており、利用しやすい体制整備が求められている。
4. 住まいの確保	・現在、市内グループホームは12か所開設、内、日中サービス支援型グループホーム1か所が整備され、利用希望者が個々の特性に応じたグループホームを選択できる。

## ■ 指標

活動指標	単位	計画値	2016年度 実績	2023年度 見込
特定健康診査受診率	%	60.0	52. 2	54. 2

## 基本施策4 主体性の尊重と家族支援

施策区分	実施状況
1. 主体的活動への支援	・「思いを語り合う会」において、市内で暮らす障がいのある人の問題について生の声を聴く場を設定した。 ・「手話言語・障がい者等コミュニケーション促進検討委員会」にて、当事者や家族の思いについて聞き取りを実施した。 ・2022・2023年度に「みんなの街フェスin能美」に『みんなの声』コーナーを開設し、当事者や市民の声を集め、市広報や市ホームページに掲載した。 ・「みんなの街フェスin能美」の実行委員に当事者が参加し、障がいのある人の参加促進について意見聴取を実施している。 ・障がいのある子が外遊びできる公園「インクルーシブ・プレイグラウンドのみ」を整備した。
2. 障がいのある人の家族への 支援	・身体障がい者・知的障がい者相談員が、当事者の立場で 障がいのある人や家族からの相談を受ける体制を設けて いる。 ・障がいのある児童や保護者等を対象に「ゆるにこひろば」 を月2回開催しており、チラシ等で市民へ周知を行って いる。 ・県が委託している発達障害者支援センター「パース」に よる相談会にて能美市在住のペアレントメンターが障が いのある人や家族の悩み、思いを聞き負担軽減を図って いる。

活動指標	単位	計画値	2016年度 実績	2023年度 実績
身体障害者福祉協議会会員数	人	300	294	207
手をつなぐ育成会会員数	人	110	105	87

基本施策 5 社会参加の推進

施策区分	実施状況
	・市内の就労支援施設は11か所、第3期計画時より5か所増えている。
1. 福祉的就労への支援	・通所系事業所連絡会では、市内福祉的就労事業所の職員が参加し、情報交換を行いスキルの向上を図るとともに、こまつ障害者就業・生活支援センターの職員をオブザーバーとし、幅広く意見を交換することで、福祉的就労支援体制を構築した。
	・障害者優先調達推進法に基づき、関係課に対し、障がい 者就労施設等からの調達の拡大に向けたパンフレットの 提供と周知を行っている。
	・2018年度「農福連携による伝統野菜復活モデル事業」により備品購入支援を行ったことで、作業効率が向上され生産数の増加、障がい者雇用に繋がった。
	・地域企業の積極的な障害者雇用取組推進に向け、通所系事業所連絡会では、SNSを用いて通所事業所における障がいのある人の作業風景や障がいのある人の特性などを発信している。
	・2023年度に石川労働局と雇用対策協定を締結し、障がい 者雇用を推進することを計画に掲げ、「みんなの街フェス」において、小松ハローワークと協力し障がい者雇用 ブースを設けた。
2. 雇用の促進	・法定雇用率未達成企業に対し、障がい者雇用推進のため、 2021年度に障害者雇用促進事業を創設した。 ・能美市地域自立支援協議会に、能美市校長協議会やハロ
	ーワーク小松が委員として出席、就業支援ネットワーク 会議を行っている。
	・市内企業での障がい者雇用を促進するため、2022年度に就労支援アドバイザー派遣事業を創設した。
	・相談支援専門員とハローワーク、障がい者就業・生活支援センター、企業等が連携調整を行いながら、就職支援を行っている。
	・障がいのある人の健康増進・交流及びスポーツの普及を 図るため、障がいのある人(児童)とその保護者、運営ボ ランティアが一堂に会し、スポーツ・レクリエーション 活動を実施した。
3. スポーツ・レクリエーション の促進	<ul><li>・市グラウンドゴルフ協会が、障がい者グラウンドゴルフ 大会のお手伝いをする等、競技を通じたボランティアの 輪が広がっている。</li></ul>
	・総合型地域スポーツクラブ「デベロップ能美」での障がい のある人の活動実績はないが、県スポーツ大会について は、障がいのある人に対して周知を図り参加実績がある。
	・心に寄り添い合う人づくり委員会において、放課後児童 クラブと放課後等デイサービスでスポーツを通しての交 流活動を実施している。

施策区分	実施状況
4. 文化活動の推進	・公共施設の階段上に注意喚起のため点字鋲の取付やトイレへの音声案内の設置を進めており、生涯学習施設6か所(3図書館、根上総合文化会館、寺井地区公民館、辰口福祉会館)のうち5か所に音声ガイド等を整備した。・イベントや講演会への手話通訳者・要約筆記者の派遣を実施している。・障がいのある人が芸術分野で個性を発揮できる場を創出した。(ディスカバリーアート展、GAP FREEパフォーマンスの開催)・公共施設駐車場に「いしかわ支え合い駐車場」を立体的に明示するためサインキューブを設置している。

#### ■ 指標

活動指標	単位	計画値	2016年度 実績	2022年度 実績
市内福祉就労施設における	円	月平均	月平均	月平均
平均工賃		16,900	16,278	19,495

## 基本方針 第2節 思いやり・助け合いの心で育む共生の関係づくり

## 基本施策1 啓発活動、交流の場の充実

施策区分	実施状況
1. 障がいの理解促進と啓発	・「みんなの街フェスin能美」「能美市民ボランティアフェスティバル」「春まちぽかぽかプロジェクト」等のイベントや障害に関する出前講座を実施し、理解促進と啓発をしている。
	・「心に寄り添い合う人づくり委員会の企画により、毎年「春まちぽかぽかプロジェクト」において、障がいのある当事者等の思いを聞く機会を設けている。
2. 地域での交流の推進	<ul> <li>・イベントやまつりの会場に、手話通訳、要約筆記を派遣し聴覚に障がいのある人への参加支援を行っている。</li> <li>・イベントやまつりの会場で、障害福祉サービス事業所が出店し、地域交流を推進している。</li> <li>・社会福祉協議会による「春まちぽかぽかプロジェクト」において当事者の体験談を話すプログラムを設けるなど主体的な活動に取り組まれている。</li> <li>・2022年度に石川県初のインクルーシブパークとして障がいのある子もない子も自分のペースに合わせて楽しく遊べる公園「インクルーシブ・プレイグラウンドのみ」を整備した。</li> </ul>

活動指標	単位	計画値	2016年度 実績	2023年度 実績
障害者週間事業参加者数	人	750	600	517

## 基本施策2 福祉教育の推進

施策区分	実施状況
1. 保育園・学校・地域における 福祉教育の推進	<ul> <li>・障がい児の保護者に対して、発達支援センター専門員の指導のもとニーズに応じた支援を実施している。</li> <li>・障がいのある子もない子も、ともに学び、過ごす時間を設け、お互いを尊重し合える教育を行っている。</li> <li>・社会福祉協議会等と連携のもと、学校での福祉体験学習を実施している。</li> <li>・福祉教育の一環として、市内学校に手話に関する出前講座を実施している。また、手話動画を市ホームページで配信し、市民が手話に触れる機会を提供している。</li> <li>・放課後等デイサービスと放課後児童クラブが一緒に取り組める活動を行っている。</li> </ul>

#### ■ 指標

活動指標	単位	計画値	2016年度 実績	2023年度 実績
福祉体験学習の開催回数	回	115	104	72

## 基本施策3 地域福祉活動の推進

施策区分	実施状況
1. 地域における見守り体制の 拡充	・社会福祉協議会が各町会・町内会の地域福祉委員会に出向き、住民主体の助け合い活動への働きかけを実施している。また、毎年、町会・町内会長、民生委員・児童委員、福祉推進員を対象に地域福祉委員会活動連絡会を開催している。 ・地域福祉委員会活動推進員に対してヒント探し講座を実施し、段階的に人材育成と活動の充実を図っている。 ・あんしん相談センターが地域ケア会議を開催し、障がいのある人の抱える課題解決に向けた検討を実施している。 ・地元企業等のネットワークによるゆるやかな見守り活動が展開されている。 ・2023年度より「福祉見守りあんしんマップ」をデジタル化し、民生委員・児童委員による見守り活動や多職種連携が強化されている。
2. ボランティア活動への参加 および支援の促進	<ul> <li>・能美市民ボランティアフェスティバルの開催等を通して活動の周知啓発が行われている。</li> <li>・2022年度に集中豪雨による災害時に災害ボランティアセンターを設置・運営した。</li> <li>・手話奉仕員養成講座を実施し、手話で日常会話ができる市民の育成に取り組んでいる。</li> <li>・障がいのある人を支援するボランティア団体の育成が必要。</li> </ul>

活動指標	単位	計画値	2016年度 実績	2023年度 実績
地域福祉委員会の活動件数	件	5,600	4, 950	5, 223

## 基本施策4 権利擁護の推進

施策区分	実施状況
1. 差別解消	・能美市の対応要領に基づき、2018年度から新規採用職員向けに、障がいのある人(主に聴覚障がい)の差別解消にかかる手話研修を行っている。 ・2022年度から「共生のまちづくり促進検討委員会」にて、差別解消や合理的配慮について検討している。 ・「みんなの街フェスin能美」において、障がいのある人にまつわるマークの掲示や、障がいのある人と共に働くことをテーマにした講演会を開催した。また、出前講座において、誰一人取り残さない社会についての講座を開催した。
2. 虐待防止と成年後見制度の 推進	・権利擁護の関係機関で構成する虐待防止協議会障害者対策部会を開催し、支援ネットワークを強化している。また、障がい者虐待の事例研究により虐待の早期発見・予防対策について協議を実施している。 ・2021年度から権利擁護の中核機関の機能を社会福祉協議会「くらしサポートセンターのみ」が担い、成年後見制度に関する相談支援や周知啓発、関係機関とのネットワークづくりを進めています。
3. 消費者被害の防止	・障がいのある人の特性に配慮した消費生活相談を実施している。 ・支援者との情報共有を行う等連携を強化し、消費者トラブルの防止や被害者救済の取組を実施している。

#### ■ 指標

活動指標	単位	計画値	2016年度 実績	2023年度 実績
成年後見制度に関する 相談実人数	人	6	3	6
成年後見制度に関する認知度 (アンケート調査より)	%	30.0	26. 6	22. 4

※2023年調査実施「名前も内容も知っている」と回答した割合

## 基本方針 第3節 安全・安心で人にやさしいまちづくり 基本施策1 生活環境に対応したバリアフリーの推進

施策区分	実施状況			
1. 交通安全対策の推進	・交通状況の変化に応じて、交通安全施設(カーブミラー・路面標示等)の整備を実施している。 ・歩行者や自転車が安全・安心かつ快適と感じる歩行空間を整備し、路肩拡幅やグリーンベルトの整備、交差点改良等を実施した。また、危険と指摘された通学路について、全ての箇所に対策を実施した。 ・小学校や保育園を中心に交通安全教室を実施している。			
2. バリアフリー環境の整備と 外出支援の推進	・障がいのある人の意見を取り入れ、市内公共施設に点字 鋲の取付工事やトイレの音声案内、非常警報装置を設置 した。 ・外出支援として、社会福祉協議会による福祉移送サービ スを継続している。 ・福祉タクシー利用助成券では、初乗運賃相当分券と200円 券を分けたことによって利便性が向上した。			
3. 情報バリアフリーの推進	・視覚障がいのある人に対し市広報の音訳テープを市内図書館、社会福祉協議会に設置し貸出している。 ・聴覚障がいのある人に対し、Nomiメールや市公式LINEで緊急情報を配信している。 ・2018年4月1日に能美市手話言語条例が施行され、イベントや講演会、議会本会議に手話通訳がつく等手話による情報保障の機会が増えた。 ・コミュニケーションカードやバンダナ、筆談対応ステッカーを作成し活用することで意思疎通手段の充実を図った。・全日本ろうあ連盟が策定した「筆談マーク」の活用や手話で日常会話ができる市職員をストラップでわかるようにした。 ・市ホームページや市広報等でサービスや制度の周知を図っている。 ・市ホームページのアクセシビリティ対応を強化し、全ての人が快適に利用できるようになった。 ・市広報にユニバーサルデザイン(UDポイント等)やQRコードを使用している。			

活動指標	単位	計画値	2016年度 実績	2023年度 実績
手話通訳者派遣人数(延べ)	人	345	305	344
要約筆記者派遣人数(延べ)	人	75	46	30

# 基本施策2 多様な住まいへの支援

施策区分	実施状況
1. 障がいに配慮した住宅の 整備促進	・在宅支援型住宅リフォーム推進事業について、市広報、 市ホームページを利用し周知に努めている。
2. 地域生活支援拠点等の整備	・障がいのある人(児童)の重度化・高齢化や「親亡き後」 を見据え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるため、地域生活支援拠点の機能を整備した。 ・介護者の急病や障がいのある人の状態変化等に緊急に受入れができるように短期入所事業所等を活用した緊急受入体制を確保し、親元からの自立を目指して一人暮らしの体験ができる機会や場を能美市生活支援ハウスに整備した。 ・2021年度に日中サービス支援型グループホームが整備された。

### ■ 指標

活動指標	単位	計画値	2016年度 実績	2023年度 実績
住宅改修費助成利用件数	件	8	4	0
在宅支援型住宅リフォーム 助成事業利用件数	件	3	0	3

# 基本施策3 災害対策・防犯体制の充実

施策区分	実施状況
1. 防災に関する知識の普及・ 促進	<ul><li>・市広報や出前講座等により、災害時対策等の知識の普及・ 啓発に努めた。</li><li>・災害時要配慮者等の避難確保計画の策定、訓練実施の徹 底を要配慮者利用施設に促した。</li></ul>
2. 災害時対策の強化	・「福祉見守りあんしんマップ」をデジタル化し、緊急時要配慮者のサポート体制を強化した。 ・安心して福祉避難所へ避難できるよう、対象施設や備品等見直した。 ・Nomiメールや市公式LINEで緊急情報を登録者へ配信している。
3. 防犯体制の充実	・「福祉見守りあんしんマップ」のデジタル化により、素早く情報が確認でき地域での見守り活動を強化した。 ・地域の支援者が普段の見守りを行う中で、オレオレ詐欺 等にあわないよう声掛けも行い、犯罪に巻き込まれない ような対策を紹介している。

### ■ 指標

活動指標	単位	計画値	2016年度 実績	2023年度 実績
地域福祉委員会の活動件数(再掲)	件	5, 600	4, 950	5, 223

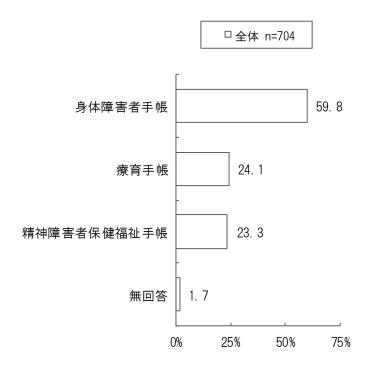
# 4 アンケート調査からみる現状と課題

■ 障がいのある人の福祉に関するアンケート調査 概要

調査対象	2023年6月22日現在、能美市に居住する手帳所持者1,500人
配布・回収方法	郵送による配布・回収(無記名で回答)
調査期間	2023年8月8日~8月25日
配布数(A)	1,500 通
有効回答数(B)	704 通
回収率(B/A)	46.9%

所持手帳種別にみると、「身体障害者手帳」が59.8%、「療育手帳」が24.1%、「精神障害者保健福祉手帳」が23.3%となっています。

### 持っている手帳の種類

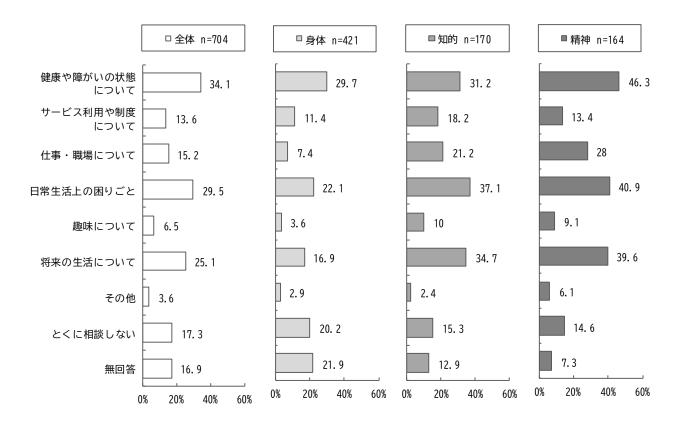


### (1) 相談支援体制の充実

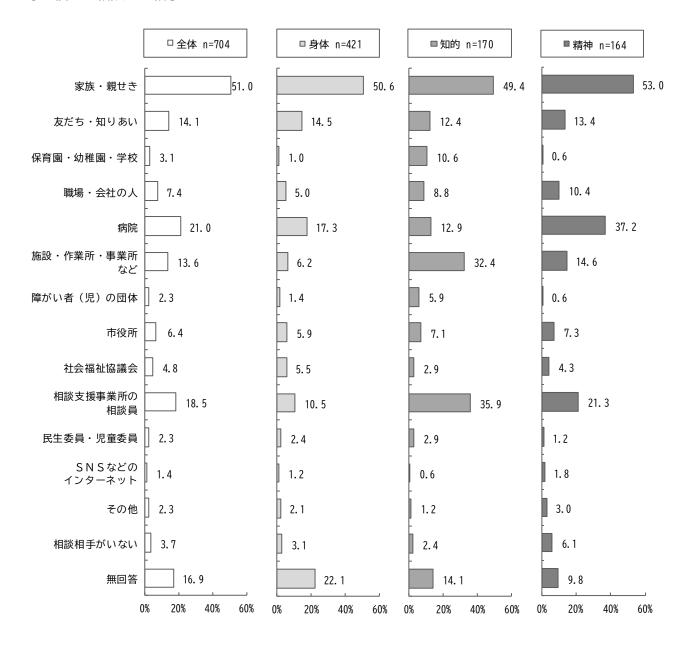
### 主な結果

- ○相談する事が多い悩みについて、「健康や障がいの状態について」(34.1) が最も高く、次いで「日常生活上の困りごと」(29.5%)、「将来の生活について」(25.1%) となっています。
- ○手帳別では、身体は「健康や障がいの状態について」、知的は「日常生活上の困りごと」で高くなっています。また、精神は「健康や障がいの状態について」「日常生活上の困りごと」に加え「将来の生活について」でも約4割と高くなっています。
- ○悩みを相談する相手をみると、「家族・親せき」(51.0%)が最も高く、次いで「病院」(21.0%)、「相談支援事業所の相談員」(18.5%)となっています。

### ① 相談する事が多い悩み

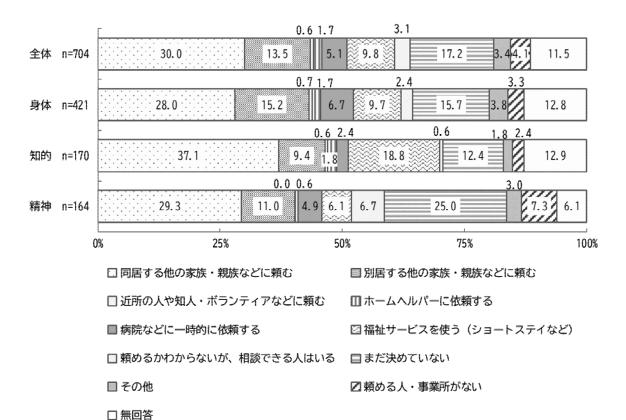


### ② 悩みを相談する相手



- ○介助者が一時的に介助できなくなった場合の対処について、「同居する他の家族・親族などに頼む」 が 30.0%で最も高いものの、「まだ決めていない」が 17.2%となっています。
- ○手帳別にみると、精神は「まだ決めていない」(25.0%)が、他者と比較して高くなっています。

### ③ 介助者が一時的に介助などができなくなった場合の対処

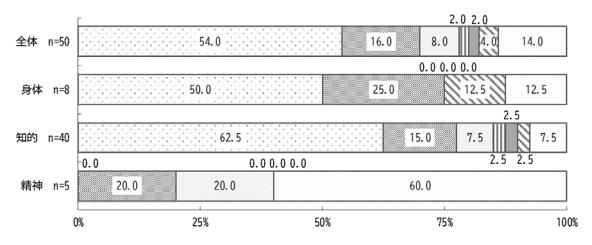


### (2) 合理的配慮の促進

### 主な結果

○学校教育に望む環境をみると、「特別支援学校や特別支援学級で、障がいの特性に合った教育をうけたい」(54.0%)が最も高く、次いで、「地域の学校の特別支援学級に通いながら、普通学級での授業もうけたい」(16.0%)となっています。

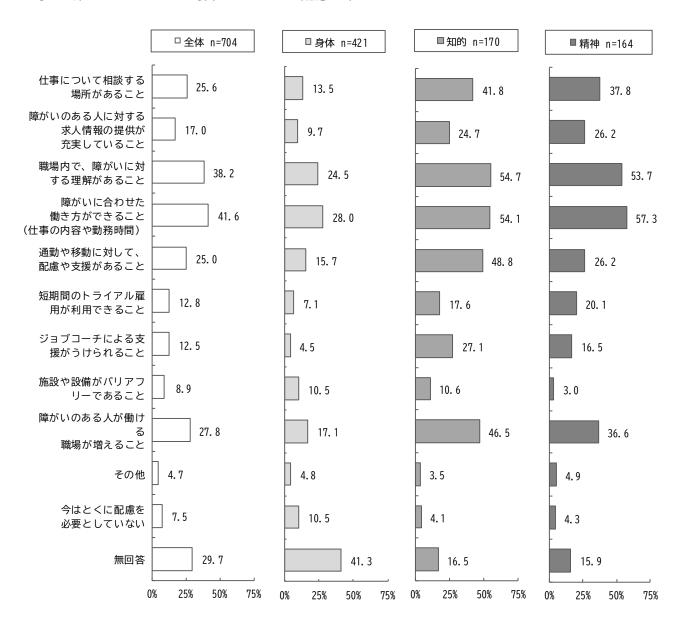
### ① 学校教育に望む環境



- □特別支援学校や特別支援学級で、障がいの特性に合った教育をうけたい
- ■地域の学校の特別支援学級に通いながら、普通学級での授業もうけたい
- □地域の学校の通常学級に通いながら、個別のサポートをうけたい
- Ⅲ地域の学校の普通学級で障がいのない子どもと同じ授業をうけたい
- その他
- ■どのような環境があるか知らない、または、どうしたらよいかわからない
- □無回答

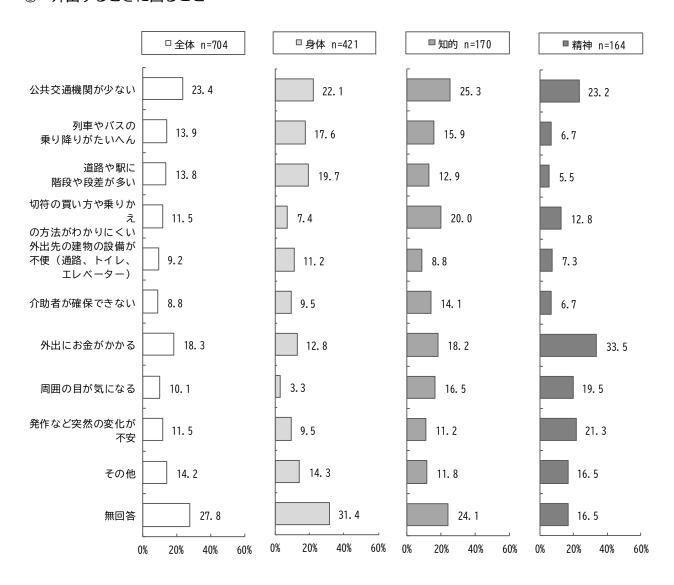
- ○会社などではたらく場合に希望する配慮について、「障がいに合わせた働き方ができること(仕事の内容や勤務時間)」(41.6%)が最も高く、次いで「職場内で、障がいに対する理解があること」(38.2%)となっています。
- ○手帳別にみると、「身体」「精神」は「障がいに合わせた働き方ができること(仕事の内容や勤務 時間)」、「知的」は「職場内で、障がいに対する理解があること」で最も高くなっています。

### ② 会社などではたらく場合、どのような配慮を希望するか



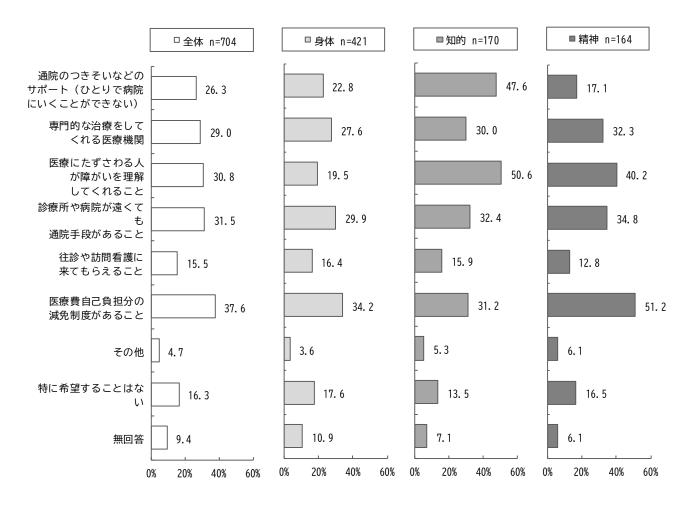
- ○外出するときに困ることについて、「公共交通機関が少ない」(23.4%)が最も高く、次いで「外出にお金がかかる」(18.3%)となっています。
- ○手帳別にみると、「身体」「知的」は「公共交通機関が少ない」、「精神」は「外出にお金がかかる」 で最も高くなっています。

### ③ 外出するときに困ること



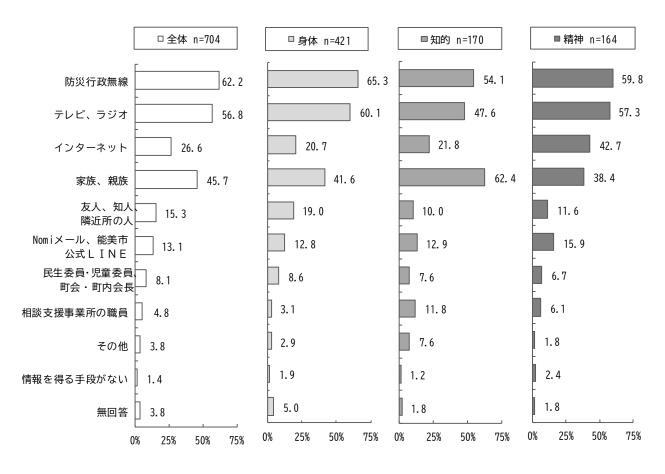
- ○医療について希望することについて、「医療費自己負担分の減免制度があること」(37.6%)が最も高く、次いで「診療所や病院が遠くても通院手段があること」(31.5%)となっています。
- ○手帳別にみると、「身体」と「精神」は「医療費自己負担分の減免制度があること」、「知的」は「医療にたずさわる人が障がいを理解してくれること」が高くなっています。

### ④ 医療について希望すること



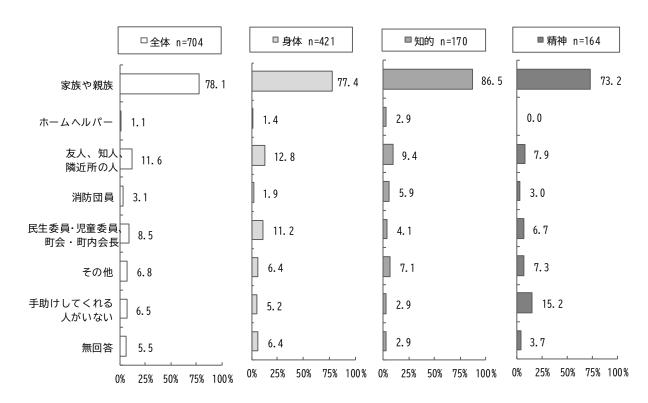
○災害時に市が発表する避難情報の入手方法をみると、「防災行政無線」(62.2%)が最も高く、次いで「テレビ、ラジオ」(56.8%)、「家族、親族」(45.7%)となっています。

### ⑤ 災害時に市が発表する避難情報の入手方法



○避難するときに手助けしてくれる人をみると、「家族や親族」が78.1%で最も高くなっています。

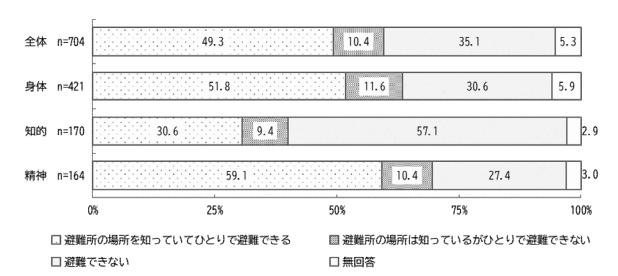
### ⑥ 避難するときに手助けしてくれる人



### 主な結果

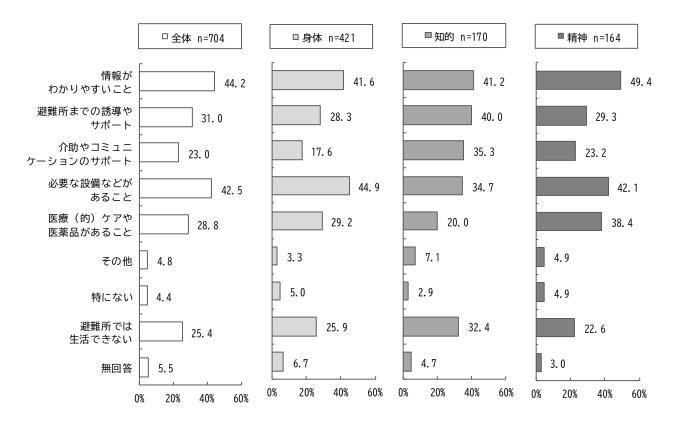
- ○手助けしてくれる人がいない時の避難について、「避難所の場所を知っていてひとりで避難できる」が49.3%、「避難所の場所は知っているがひとりで避難できない」が10.4%、「避難できない」が35.1%となっています。
- ○手帳別にみると、知的は「避難できない」と回答した割合が半数を超えて高くなっています。

### ⑦ 手助けしてくれる人がいない時の避難



- ○避難所での生活を送る上で必要なことをみると、「情報がわかりやすいこと」(44.2%)が最も高く、次いで「必要な設備などがあること」(42.5%)となっています。
- ○手帳別にみると、「知的」「精神」は「情報がわかりやすいこと」、「身体」は「必要な設備などがあること」で最も高くなっています。

### ⑧ 避難所での生活を送る上で必要なこと

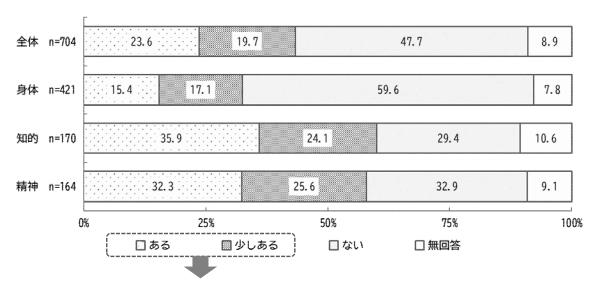


### (3) 理解の促進

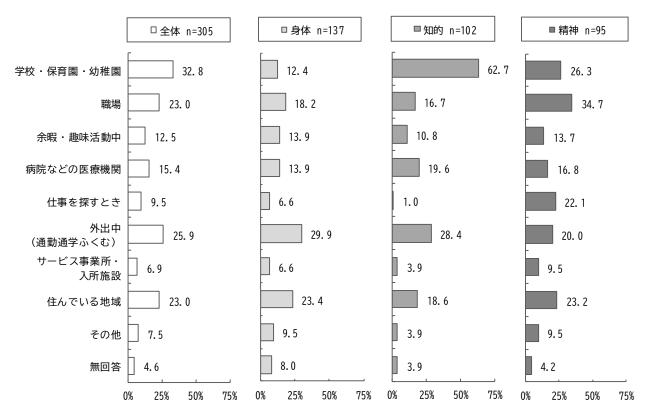
### 主な結果

- ○障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことの有無について、「ある」と「少しある」 の回答が 43.3%となっています。
- ○手帳別にみると、「差別や嫌な思いをする(した)ことがある」と「少しある」は「知的」が 60.0%、「精神」が 57.9%、「身体」が 32.5%となっています。

### ① 障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことの有無

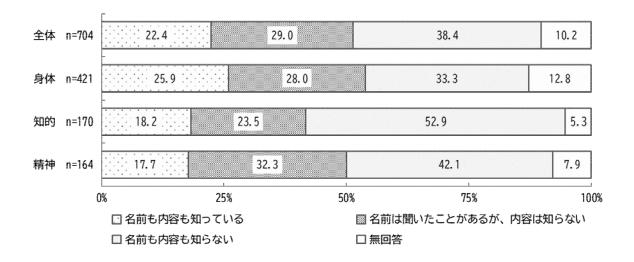


### ② 差別や嫌な思いをする(した)場所



- ○成年後見制度の認知度をみると、「名前も内容も知っている」が 22.4%、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」が 29.0%、「名前も内容も知らない」が 38.4%となっています。
- ○手帳別にみると、知的は「名前も内容も知らない」(52.9%)が、他者と比較して高くなっています。

### ③ 成年後見制度の認知度

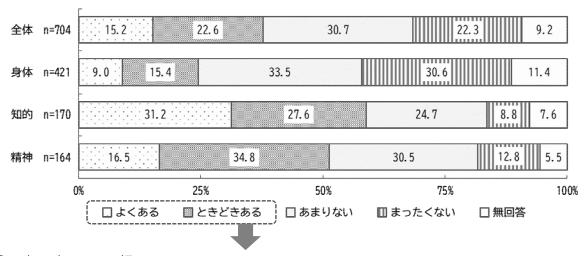


### (4) 情報アクセシビリティの推進

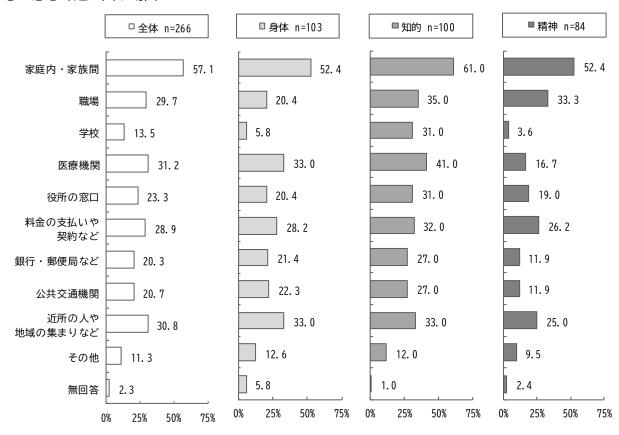
### 主な結果

- ○障がいが原因で、意思疎通に困ることの有無をみると、「よくある」と「ときどきある」を合わせた 37.8%が「ある」と回答し、手帳別では「身体」(24.4%)、「知的」(58.8%)、「精神」(51.3%)となっています。
- ○意思疎通に困る場面をみると、「家庭内・家族間」以外では「医療機関」(31.2%)、近所の人や集まり(30.8%)、職場(29.7%)となっています。

### ① 障がいが原因で、意思疎通に困ることの有無

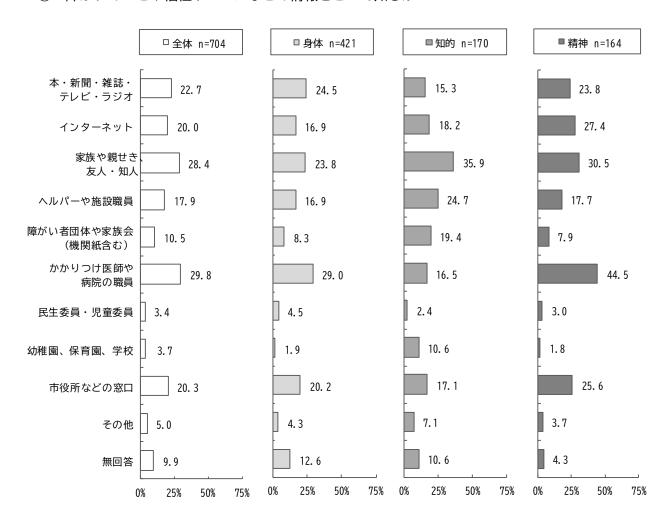


#### ② 意思疎通に困る場面



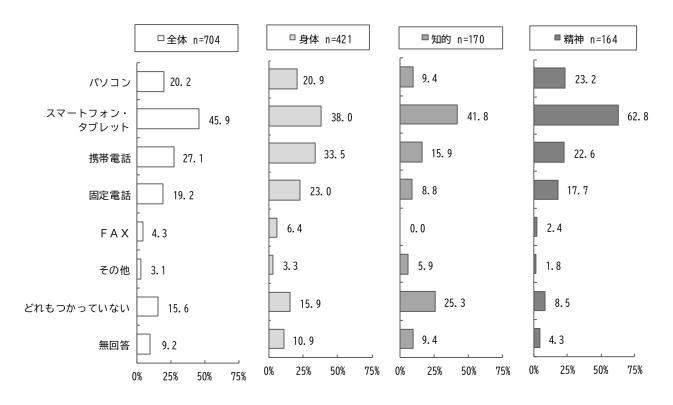
○障がいのことや福祉サービスなどの情報をどこで知るかをみると、「かかりつけ医師や病院の職員」(29.8%)が最も高く、次いで「家族や親せき、友人・知人」(28.4%)となっています。

### ③ 障がいのことや福祉サービスなどの情報をどこで知るか



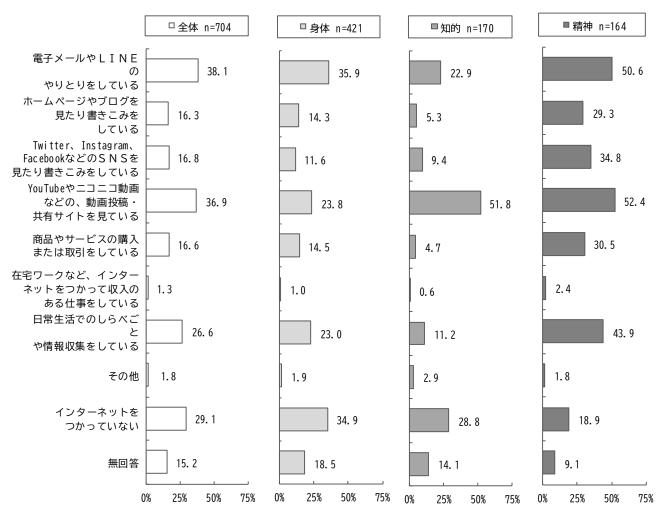
- ○利用している情報機器をみると、「スマートフォン・タブレット」が 45.9%と最も多く、「どれもつかっていない」が 15.6%<mark>み</mark>られます。
- ○手帳別にみると、「精神」は「スマートフォン・タブレット」(62.8%)が、他者と比較して大幅に高くなっています。

### ④ 利用している情報機器



- ○インターネットの利用について、「電子メールやLINEのやりとりをしている」「YouTube やニコニコ動画などの、動画投稿・共有サイトを見ている」で3割を超えています。
- ○手帳別にみると、「精神」は多くの項目で他者と比較して高くなっています。

### ⑤ インターネットの利用状況



### (5) アンケート調査からみる現状と課題(まとめ)

### (1)相談支援体制の充実

- 〇健康・障がい・日常生活上の困りごと等、様々な相談に対応する包括的な相談支援体制 が必要
- ○介助者が一時的に介助できなくなった場合の対処について、「同居する他の家族・親族などに頼む」が3割あるものの、「まだ決めていない」が17.2%となっており、緊急時に備えた対応への準備が必要

### (2)合理的配慮の促進

- ○働く場への配慮として「障がいに合わせた働き方」や「職場内での障がいに対する理解」 が求められている。
- ○外出時に困ることとして「公共交通機関が少ない」が多く、社会参加や通院等が円滑に 行われるための移動支援の充実が必要
- ○医療について希望することとして、手帳別では、身体・精神が「医療費自己負担分の減免制度があること」、知的は「医療にたずさわる人が障がいを理解してくれること」が多くなっており、福祉制度や医療関係機関における配慮が重要です。
- 〇避難所において、「情報がわかりやすいこと」「必要な設備などがあること」が多く、障がいの特性に合わせた避難所整備が必要

### (3)理解の促進

- ○「障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがある」が約4割みられ、社 会生活の様々な場面での理解啓発が重要
- ○成年後見制度の認知度では、「名前も内容も知らない」が 38.4%みられ、制度の理解啓発の取り組み推進が必要

### (4)情報アクセシビリティ

- ○家庭以外で意思疎通に困る場面については、医療機関や職場、地域等があり、生活の様々 な場面での情報発信における配慮が必要
- 〇スマートフォン・タブレット等の情報通信機器を使用している人がみられる一方、「どれもつかっていない」が 15.6%みられており、情報通信機器を持たない人も含め、利用しやすい情報提供が求められる。

# 第3章

# 計画の基本的な考え方

# 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本目標

本市では、2022年に策定した「能美市地域福祉計画」において、「みんなで築く福祉の輪〜地域の支え合いで、あたたかい地域社会の形成を目指して〜」を基本理念とし、また、「第3期 能美市障害者計画」では「障がいのある人もない人もともに支え合いながら地域で生活できる共生社会の実現」を基本目標として掲げ、障がいのある人の施策の計画的な推進に努め、さらに障がい・子ども・高齢者・生活困窮者などすべての人々が地域で暮らし、生きがいを共に創り高めあうことができる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推進してきました。

「第4期 能美市障害者計画」は、前計画の期間が終了するにあたって、制度改正の内容や社会情勢の変化、それらにともなう障がいのある人等を取り巻くニーズの変化を捉え、障がい者施策の推進を図るための指針として策定するものです。その基本目標についても、前計画の基本目標を踏襲し、発展させ、市民・事業者・関係機関等との連携のもと、障がい者施策の推進に取り組んでいきます。

基本目標

<mark>障がいのある人もない人もともに支え合いながら</mark> 地域で生活できる共生社会の実現

## 2 基本方針

基本目標の実現に向けた施策の推進にあたり、本市が進むべき姿をより具体的に示すため、2つの基本方針を掲げ、推進していきます。

### ● 基本方針1

住み慣れた地域で誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくり

差別や偏見をなくし、障がいのある人の権利を守ります。また、障がいに対する理解を深めるため、交流の機会の創出や啓発・広報活動等を展開します。さらに、ユニバーサルデザインを取り入れた公共施設の環境整備や災害時の対策、防犯体制の充実を図ります。

### ● 基本方針2

障がいのある人が自立した生活を送る仕組みづくり

障がいのある人がライフステージの各段階に応じた保健・医療・福祉サービスを切れ目なく受けられるよう、その充実を図り、安心して生活できる地域社会や福祉の仕組みづくりを促進します。また、家庭や職場、地域社会のあらゆる場において、主体性を持って社会参加できるよう自立に向けた支援の充実を図ります。

### 3 重点課題

2023年8月のアンケート結果、能美市総合計画、能美市地域福祉計画等の市の上位計画との整合性、法改正、2022年の国連勧告等に基づく社会情勢、政府発出の第5次障害者基本計画等から、3つの重点課題をかかげ、推進します。

### 重点課題1 地域共生社会・重層的支援体制の推進

### 【背景】

2020年改正の社会福祉法では、地域共生社会の実現を目標とすることを明記し、重層的支援体制整備の創設が図られています。

### 【本市の状況】

2019 年度に増加する 8050 問題をはじめ、複合的な課題を抱える世帯に対して対応できる総合相談支援体制を開始

2021 年度策定の能美市第四次地域福祉計画でも、「地域共生社会の実現を目指した重層的支援体制の推進」を重点目標として設定

### 重点課題2 合理的配慮・差別の解消・障がいの理解推進

### 【背景】

2021 年改正の障害者差別解消法により、2024 年 4 月から民間事業者の合理的配慮が義務 化されます。

### 【本市の状況】

公共施設内に点字ブロック、一般避難所にあたる施設のトイレに音声案内の設置を推進 共生のまちづくり促進検討委員会で、理解啓発・合理的配慮のあり方を検討

### 重点課題3 情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策の推進

### 【背景】

2022 年に障がいのある人による情報の取得及び利用、意思疎通についての施策を総合的に 推進することを目的とした「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」 が公布・施行されました。

### 【本市の状況】

2021年度 市広報誌にUDフォント(障がいがあっても読みやすい字体)の導入 2022年度 能美市公式LINE、Nomiメール導入、無線放送の音声情報を文字化

### 4 施策の体系

重点課題 合理的配慮・差別の解消・障がいの理解推進 地域共生社会・重層的支援体制の推進 情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策の推進 基本目標 基本方針 基本施策 施策区分 障 1 障がいの理解促進と啓発: P.62 (1) 理解促進の充実、情報アクセシビリ 2 保育園・学校・地域における福祉教育の推進: P.62 が 3 地域における障がいのある人の家族への支援: P.63 ティの推進 l) 4 情報アクセシビリティの充実・デジタル化の推進: P.63 0 ある人もな 1 意思決定支援の推進・主体的活動への支援: P.64 (2) 交流の促進、社会参加の推進 2 スポーツ・文化的活動の推進: P.65 3 ボランティア活動への参加および支援の促進:P.65 基本方針1 「住み慣れた地域で誰もが心豊かに安心して ĺ١ 1 差別の解消・心のバリアフリーの推進:P.67 暮らせるまちづくり」 (3) 差別の解消・権利擁護の推進 2 虐待防止と成年後見制度の推進: P.67 人もともに支え合い 3 消費者被害の防止: P.68 1 バリアフリー環境の整備と外出支援の推進:P.69 2 障がいに配慮した住まいの整備・促進:P.70 3 防災に関する知識の普及・促進:P.70 (4) 生活環境の整備、災害・緊急時の 4 災害時対策の強化: P.70 支援体制の構築 5 防犯体制の充実: P.71 6 地域における見守り体制の拡充: P.71 7 交通安全対策の推進: P.71 ながら地域で生活できる共生社会の実現 包括的な相談支援 P.73 (1)包括的な相談支援体制の強化 2 専門的な相談支援の強化: P.74 3 地域生活支援拠点等の整備: P.75 1 就学前支援の充実: P.76 基本方針2 (2) 切れ目のない療育・教育の推進 2 地域における障がいのある子どもへの支援: P.77 「障がいのある人が自立した生活を送る仕組み 3 就学支援と教育支援体制の整備: P.77 づくり」 (3) 就労支援等の自立に向けた支援 1 福祉的就労への支援: P.78 体制の充実 2 雇用の推進: P.79 1 保健サービスと医療ケア体制の整備・促進:P.81 (4)保健・医療・福祉サービスの充実 2 福祉サービス・地域生活支援の充実: P.82

# 第4章

# 障害者計画

# 第4章 障害者計画

## 1 具体的な取組

基本方針1 住み慣れた地域で誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくり

【基本施策】 (1)理解促進の充実、情報アクセシビリティの推進

### 【現状課題】

- ○障がいのある人の理解啓発を目的に「みんなの街フェス in 能美」を毎年開催していますが、 障がいに関わりが少ない市民の参加を増やしていくこと、障がいのある人自身の意見が十分 に反映できていないことが課題となっています。
- ○障がいのある人に必要な情報が伝わるようにユニバーサルデザイン等を導入していますが、 すべての人が快適に利用できるよう配慮が必要です。

### 【今後の方向性】

- 〇周知方法や参加しやすいイベント内容を検討し、、幅広い層に対し障がいのある人の理解啓 発を推進していきます。
- ○各種行事・イベントや交流の場・居場所について、障がいのある人の意見が反映されやすい 体制を整備していきます。
- ○地域の行事やイベントに障がいのある人が参加しやすくなるよう働きかけを実施します。
- ○コミュニケーションが困難な人に対する支援を充実し、さらなるコミュニケーション手段の 確保を図ります。
- ○障がいの有無等に関係なく、誰でも必要とする情報を利用できるよう取り組みを推進します。

### ■ 活動指標

指標	2023年度 実績	2028年度 目標
障害者週間事業参加者数	517人	700 人
福祉体験学習の開催回数	72 回	100 回
地域福祉委員会の活動件数	5, 223 件	5,400件



# ① 障がいの理解促進と啓発

主な取組	内 容
理解の促進・啓発の推進	<ul> <li>「みんなの街フェスin能美」のイベントがより幅広い層の参加となるよう、障がいのある人の意見が反映されやすいイベント内容の検討や周知方法を工夫します。</li> <li>・社会福祉協議会やボランティア団体等が行っている啓発活動および障がいのある活動等に対して支援を行います。</li> <li>・市広報やSNSを用いて、市民や企業に向け障害特性や合理的配慮等を発信し、理解促進の充実を図ります。</li> <li>・市ホームページ、SNS、市広報、イベント等の活用や企業、学校等を通じて、障がいのある人が地域の中で積極的に活動できる人が地域の中で積極的に活動できる人が地域の中で積極的に活動できる人がいます。</li> <li>・障がいの有無に関係なくふれあい、積極的に社会参加できる環境を推進します。</li> </ul>

# ② 保育園・学校・地域における福祉教育の推進

主な取組	内 容
福祉教育の推進	<ul> <li>・認定こども園や学校において、障がいのある児童・生徒とともに遊び、学び、過ごすことで障がいもひとつの個性と捉え、お互いを尊しし合える教育の充実を図ります。</li> <li>・障がい児への支援とともに子育て等に不安を抱える保護者へニーズに応じた支援の充実を図ります。</li> <li>・保育、学校教育、地域において福祉教育に携わる関係者の知識や技術向上を推進し、障害特性への理解を深めます。</li> <li>・ボランティア団体、当事者団体、学校、地域、障害福祉サービス事業等と協力し、福祉体験学習等を開催するなどインクルーシブ教育の充実を図ります。</li> </ul>
地域における障がいのある児童・生徒・家族と の交流の推進	・ボランティア団体や当事者団体等と協力し、 地域の中で特別支援学校に通う児童生徒と 地域の学校に通う児童生徒が一緒に学び、遊 ぶ機会を促進します(同年代および年齢を超 えた縦のつながりの交流)。

# ③ 地域における障がいのある人の家族への支援

主な取組	内 容
各種行事・交流イベントへの参加促進	・当事者団体や関係機関による各種行事・交流 イベント等における主体的活動に対する支援を行いつつ、参加の促進を図ります。 ・障がいのある人(児)が地域のイベントに参加できるよう地元の町会・町内会への理解啓発や地域福祉委員会で障がいのある人への声かけや役割についての話し合いを推進し、触れ合う機会を増やします。 ・公共施設等において、年齢や属性にとらわれず誰もが参加できるイベントを開催し、交流人口の拡大と居場所を提供していきます。 ・障がいのある人(児)が自ら地域の清掃活動などボランティア活動に参加できるよう関係団体等に働きかけます。
ボランティア団体によるイベント参加支援の 促進	<ul><li>・障がいのある人(児)が積極的にイベントに参加できるよう情報の提供や各種ボランティアの協力によるイベント参加支援(参加手続きのサポート、付き添い等)を行います。</li><li>・障がいのある人のボランティアを推進します。</li></ul>
情報共有できる場づくり	・家族の精神面をサポートするために、悩みや情報を引き続き共有できる場の設置が必要であり、身体障害者福祉協議会や手をつなぐ育成会等の当事者団体を紹介し、サポートにつながる支援をします。 ・障がいのある児童を育てる親同士の情報共有の場づくりに向けた取り組みを支援します。
負担を軽減するための取り組み	・専門性を備えた当事者である相談員が、障がいのある人や家族の悩み、思いを聞き、精神的負担を軽減できるよう支援します。

# ④ 情報アクセシビリティの充実・デジタル化の推進

主な取組	内 容
障がいのある人への情報提供の充実	・視覚障がいのある人に対する声の広報について、データ化を図る等、利便性を向上させます。 ・能美市手話言語条例の基本理念にのっとり、 手話に対する理解促進、手話を使いやすい環境の整備、手話通訳者等の人材確保に努め、 必要な施策に継続して取り組みます。 ・パンフレットやチラシ等に、やさしい日本語や音声コードを活用し、障害特性への対応だけでなく誰もが利用できる情報提供に努めます。

### 【基本施策】(2)交流の促進、社会参加の推進

### 【現状課題】

- ○特別支援学校や通所サービス(生活介護・就労継続支援等)を利用している障がいのある人においては、地域の人との交流機会が少ない傾向にあります。町会・町内会や公民館の行事等に気軽に参加できるよう配慮をしていく必要があります。
- ○障がいを含む地域のあらゆる人が、それぞれ居場所や役割を持ち、支え合いながら自分らし くいきいきと活躍できるまちづくりに向けた取り組みを推進していく必要があります。

### 【今後の方向性】

- ○障がいの有無や年齢に関わらず、誰もが居場所となる「ごちゃまぜ」の空間やふれあえる機 会を創出し、スマートインクルーシブシティ構想と合わせながら市内全域に広めていきます。
- ○地域共生交流館は、高齢者、障がいのある人、子ども等誰でも安心して利用できる市内初の インクルーシブな施設であり居心地良くのんびり過ごせる人との交流の場と居場所を提供 していきます。

### ■ 活動指標

指 標	2023年度 実績	2028年度 目標
当事者や家族の思いを話す場の開催延べ数	2 回	5 回
手話通訳者派遣人数(延べ)	344 人	365 人
要約筆記者派遣人数(延べ)	30 人	30 人

### ① 意思決定支援の推進・主体的活動への支援

主な取組	内 容
主体的活動の促進	<ul> <li>・障がいのある人が地域活動の場に参加し、他者と一緒に活動ができるよう、当事者自身が外に出てみたいと思うことができる活動の場や機会を増やしていきます。</li> <li>・地域自立支援協議会の仕組みの中に当事者や家族の思いを反映できる機会をつくり、当事者や家族の主体性を支援していきます。</li> <li>・当事者や家族自身が障がいに関する思いや経験談を市民に伝える場や当事者自身が活動できる場を提供し、活動意欲を高めていきます。</li> </ul>

# ② スポーツ・文化的活動の推進

主な取組	内 容
スポーツ・文化活動の振興	<ul> <li>・障がいのある人が気軽にスポーツ活動に参加できるよう、市広報・市ホームページ・市公式LINE等により各種イベント・スポーツ大会について周知し参加を促進します。</li> <li>・障がいのある人が芸術活動において、作品やパフォーマンスを披露できる機会の創出に努めます。</li> <li>・障がいのある人とない人の交流を深めるため、すべての人が一緒に親しめる身近なスポーツ活動の振興を図ります。</li> </ul>
参加しやすい環境整備	・講演会や講座、各種教室等に気軽に参加できるよう、内容や実施場所等に配慮します。 ・手話通訳士や要約筆記者の派遣、一般市民や各種ボランティアの協力による参加支援(付き添い等)に努めるとともに、PRを図ります。・スポーツ施設や文化施設において、車いす使用者や視覚・聴覚障がいのある人が利用しやすい環境の整備に努めます。

# ③ ボランティア活動への参加および支援の促進

主な取組	内 容
能美市ボランティア・コミュニティ活動支援 センターの充実	<ul> <li>・ボランティア活動の支援体制・受け入れ体制を充実し、ボランティア活動者の意欲増進を図ります。</li> <li>・市広報や各種パンフレット、市ホームページ等の媒体で、ボランティア活動の紹介、募集、講座案内等を実施します。</li> <li>・年代別や多世代交流等、各種事業を幅広く展開し、ボランティア活動に対する理解を広げ、ボランティア同士での交流機会の促進を図ります。</li> </ul>

### 【基本施策】(3)差別の解消・権利擁護の推進

### 【現状課題】

- 〇生活困窮や経済的虐待、家族関係の問題等、複合的な課題を抱えている世帯が増え、成年後 見制度の利用ニーズが高まっています。
- ○障がい者虐待では、親の高齢化や、生活困窮等複合的な問題を抱えている世帯が増加傾向に あります。また、障がい者施設職員の虐待防止の理解促進が必要です。
- 〇インターネットを介した商品・サービスの利用拡大にともない、複雑で巧妙なネットトラブ ルに巻き込まれる障がいのある人が増えています。
- ○2018 年バリアフリー法の改正により、心のバリアフリーが国民の責務に規定されました。これによりアクセスの利便性の向上や適切なサポートの提供が強化されています。

### 【今後の方向性】

- ○合理的配慮への取り組みを推進し、障がいを理由とする差別の相談や紛争防止・解決等に対して、関係課や関係機関等と連携を図ります。差別の解消について、市民、市内の事業所等に理解啓発を推進します。
- ○成年後見制度の中核機関機能を担っている「くらしサポートセンターのみ」が制度利用の促進や支援体制の強化を進めていきます。
- ○複合的な課題への専門的な介入や連携、障がい者虐待防止の理解、啓発を推進します。
- ○関係機関と地域等がネットワーク体制により、消費者トラブルの防止に努めます。
- ○相手の気持ちになって考え、行動し支え合うことができるよう心のバリアフリーを推進します。

### ■ 活動指標

指標	2023年度 実績	2028年度 目標
成年後見制度に関する相談実人数	6人	10 人
成年後見制度に関する認知度 (アンケート調査より <sup>※</sup> )	22.4%	30.0%

※2023年度実施 「名前も内容も知っている」と回答した割合

# ① 差別の解消・心のバリアフリーの推進

主な取組	内 容
差別解消への取り組み	<ul> <li>「心のバリアフリー*」について、市民等に向けた広報及び啓発活動を効果的に実施します。</li> <li>・障害者差別解消法に基づき、市内事業所における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の策定への働きかけを推進するとともに、その目的等について周知・啓発に取り組みます。</li> <li>・「能美市職員の障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を周知し、合理的配慮への取り組みを推進します。</li> <li>・障がいを理由とする差別の相談や紛争防止・解決等に対して、関係課や地域の関係機関等と連携を図り、相談窓口の周知を推進します。</li> </ul>

<sup>※「</sup>心のバリアフリー」:様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと(「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」より)

# ② 虐待防止と成年後見制度の推進

主な取組	内 容
虐待防止への取り組み	・障がいの理解や権利擁護の啓発を図り、虐待 防止のネットワーク・地域づくりに努めます。 ・保健・医療・福祉・介護機関等と連携し、専 門的な介入により複合的な課題解決と虐待 の早期発見・早期対応の強化を図ります。 ・障害福祉サービス事業所は、当該施設従事者 による虐待の防止に向けた取り組みを徹底 します。
成年後見制度の推進	・権利擁護支援の中核機関機能を担っている「くらしサポートセンターのみ」が核となり、成年後見制度の周知啓発や関係機関との取り組み強化により、制度利用の促進を図ります。 ・知的障がいや精神障がいのある人に対してご本人の意思決定を尊重した権利擁護の支援体制の充実を図ります。また、身寄りがない人や緊急性を要する人には市長申し立てにより権利擁護の支援を行います。

# ③ 消費者被害の防止

主な取組	内 容
消費者トラブルの防止	<ul> <li>・消費者トラブルに関する情報の発信、被害者 救済に関する必要な情報提供を行います。</li> <li>・障がいのある人の特性に配慮した消費生活相 談に努め、障がいのある人への注意喚起に取り組みます。</li> <li>・消費者トラブルに遭遇した場合、または遭遇しそうな場合に障がいのある人の消費者としての利益を守れるよう消費生活に関する相談等を実施します。</li> <li>・日常的な防止策として、障がいのある人にかかわる家族や周囲の見守り、地域の関係機関との連携を強化し、消費者トラブルの防止や被害者の救済に取り組みます。</li> </ul>

#### 【基本施策】 (4)生活環境の整備、災害・緊急時の支援体制の構築

#### 【現状課題】

- ○市内公共施設の段差上に注意喚起のための点字鋲の取付工事、トイレの音声案内の設置等整備しています。ただし、民間事業所における既存の建物(バリアフリー法施行前)ではバリアフリー化していない建物があります。
- ○障がいのある人や高齢者等を含む避難行動要支援者の把握等について、地域での見守り活動 を通してその把握を進めてきましたが、引き続き、障害特性に配慮した避難支援への活用や 関係機関等と共有するなど避難支援体制の整備や情報提供体制の確保等を充実させていく 必要があります。

#### 【今後の方向性】

- ○歩道や公共施設におけるバリアフリーを推進するとともに、民間事業者への理解を促進し、 誰もが快適に生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した施設づくりを目指します。
- ○災害時要配慮者のサポート体制を強化していきます。
- ○障がいのある人を含む誰もがいつでも情報を受け取る体制を充実していきます。
- ○当事者や専門職だけではなく、地域の人も一緒になり個別避難計画を策定し、災害時に適切 に避難できる環境を整えます。
- ○個別避難計画の作成や計画に基づき、災害時に支援体制がとれるよう訓練を実施します。
- ○障がいのある人が災害時に安心して利用できる福祉避難所を検討していきます。
- 〇デジタル化した「福祉見守りあんしんマップ」を活用し、地域と関係機関との情報連携を強 化し見守り活動の充実を図ります。

#### ■ 活動指標

指 標	2023年度 実績	2028年度 目標
地域福祉委員会の活動件数(再掲)	5,223件	5,400件
住宅改修費助成利用件数	0 件	2 件
在宅支援型住宅リフォーム助成事業利用件数	3件	11 件

#### ① バリアフリー環境の整備と外出支援の推進

主な取組	内 容
道路や公共施設、公共交通等のバリアフリー 化の推進	・公共施設の福祉設備改修について中長期計画 (10年間)を策定し、バリアフリーへの改修 の優先順位づけを行います。(大規模改修や 起債、当事者の生活を考慮) ・住宅や公共施設、歩道の平坦化等バリアフリーを推進し、誰もが安全に安心して利用ができる環境整備を推進します。 ・公共・民間施設に対し、ユニバーサルデザインの導入・普及を啓発します。 ・公共施設の大規模改修時には設計時から障がいのある人の意見を聞きながら施設改修へ反映させていきます。

主な取組	内 容
関係機関との連携による交通環境の整備	・リフト付きワゴン車等を用いた福祉移送サー ビスや福祉タクシー利用助成の対象者拡充 を検討し、継続して推進します。

# ② 障がいに配慮した住まいの整備・促進

主な取組	内 容
住まいを探す伴走支援	・障がいのある人が自立して生活するための住まいに関し、適切な住まいに入居できるよう体験なども含めた支援体制の充実を図ります。
バリアフリー化等の住宅改修への支援	・住宅改修の経済的負担を軽減するため、在宅 支援型住宅リフォーム推進事業で住宅改修 の助成を行ない、引き続き生活支援の改善に 向けた支援を行います。

# ② 防災に関する知識の普及・促進

主な取組	内 容
災害時対策等の知識の普及・啓発	・防災に関する意識の向上を図るため、市広報や市ホームページ、防災講座等を活用して防災に関する情報を配信します。 ・Nomiメールや市公式LINEによる緊急情報を登録者へ配信し、わかりやすい周知に努めます。 ・洪水・土砂災害ハザードマップ等の全戸配布、福祉施設での掲示により災害時要配慮者へ避難場所等の周知に努めます。 ・障がい者福祉施設や障がい者団体等における防災訓練の実施の際にも地域の人の積極的な参加を促します。

## ④ 災害時対策の強化

主な取組	内 容
災害時対策の推進	<ul> <li>・デジタル化した「福祉見守りあんしんマップ」を活用し、災害時要配慮者のサポート体制を強化します。</li> <li>・災害時要配慮者の支援について、地域の支援組織や自主防災組織等と連携化や災害時度配慮者の見守り体制できる選難支援ができるよう検討してが設ます。</li> <li>・個別避難計画の作成や計画に基づきしますができるよう検討がとれるよう訓練を実施してきます。</li> <li>・ できるよう検討に支援体制がとまずの事所に表ができるよう検討がといきます。</li> <li>・ できるよう検討にできるとしますのの事所を進めたするに、できるとともに、民生委員・児童委員等を中心とは、民生委員・児童委員等を中心といるとともに、民生委員・児童委員等を中心といる。</li> <li>・ できるとともに、民生委員・児童委員等を中心といるとともに、民生委員・児童委員等を中心といるといる。</li> <li>・ できるとともに、日本のよりには、できるとともに、日本のよりには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これ</li></ul>

主な取組	内 容
連携体制の整備	・災害時に関係機関との連携体制を整備します。 ・防災通信体制の整備を継続して推進します。

# ⑤ 防犯体制の充実

主な取組	内 容
防犯体制の強化	・障がいのある人が犯罪等に遭わないよう、また、被害の早期発見・救済が図れるよう相談窓口の周知に努めます。

# ⑥ 地域における見守り体制の拡充

主な取組	内 容
地域見守り体制の拡充	・地域福祉委員会等による地域の見守り活動を 推進します。 ・デジタル化した「福祉見守りあんしんマップ」 を活用した地域と関係機関との情報連携を強 化し、見守り活動を推進します。 ・地元企業等とのネットワークと連携した見守 り活動を実施します。

# ⑦ 交通安全対策の推進

主な取組	内 容
道路や歩道の安全対策の推進	・関係課および関係機関との連携により、歩道 拡張や交通安全機器の改良等を推進します。
交通安全思想の啓発の推進	・障がいのある人の交通事故を未然に防止する ため、関係機関との協力により交通安全教室 等の学習機会を実施し、交通安全に対する啓 発に努めます。

#### 基本方針2 障がいのある人が自立した生活を送る仕組みづくり

#### 【基本施策】(1)包括的な相談支援体制の強化

#### 【現状課題】

- 〇健康・障がい・日常生活上の困りごと等に対応する包括的な相談支援体制を充実していく必要があります。
- ○障がい者のある人(児童)・高齢者・生活困窮・ひきこもり等の複合的な課題を抱える世帯に 対する支援や関係機関の連携強化に努める必要があります。
- 〇子どもにおける包括的な相談支援体制の構築が必要となっています。
- 〇2022 年障がい者総合支援法等の一部改正により、2024 年 4 月から基幹相談支援センターの 設置が努力義務となり相談支援機能の強化に努める必要があります。

#### 【今後の方向性】

- ○関係機関とのネットワークのもと、地域共生社会の実現を目指した重層的支援体制の推進に よる切れ目のない包括的な相談支援体制を強化します。
- 〇市健康福祉センターに「こども相談ステーション」を設置し、児童福祉にかかる相談と教育 相談の専門職の集約のもと、障がい児支援、発達支援、養護、教育等の子どもにおける包括 的な総合相談窓口体制を実施します。
- ○障がいのある人が安心して生活を送れるよう、地域生活支援拠点による相談・一人暮らしの 体験・緊急時対応等を推進します。
- 〇ライフステージに応じた様々な生活上の課題について当事者参画のもと地域自立支援協議 会で協議し取組の強化を図ります。
- ○基幹相談支援センターを設置し、相談支援機能の強化を図ります。

#### ■ 活動指標

指標	2023年度 実績	2028年度 目標
地域生活支援拠点支援計画登録件数	1 件	30 件

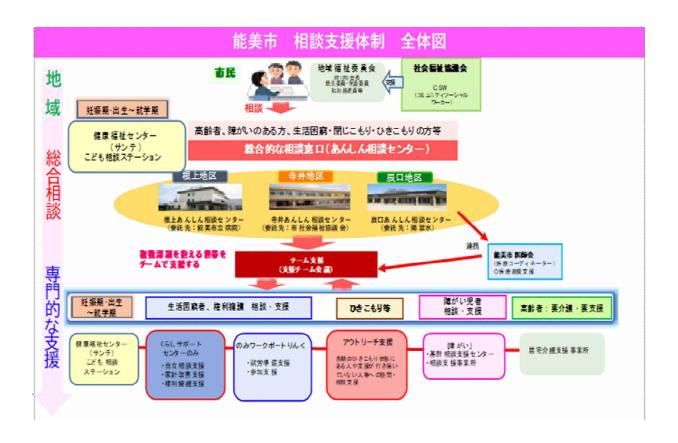
#### 重層的支援体制整備事業の整備 複合化する課題や制度の狭間を補い、包括的に支援する体制を整備 ①-3相談支援事業 (アウトリーチ等を通じた継続的支援) ・複合的な課題 包括的に支 援する体制 ・制度の狭間の課題 包括的相談支援事業) ③地域 づくり事業 子 障 高 سع 害 齡 も 生 活 困 窮 生 活 保 護 ①-2相談支援事業 ② 参加支援事業 (多機関協働による支援)

#### ① 包括的な相談支援

主な取組	内 容
総合的な相談支援の推進	・各地区のあんしん相談センターで相談を受け、障害相談支援事業所等の専門的な機関による支援を進めます。 ・2024年度市健康福祉センターに子ども相談ステーションを設置し、妊娠期から18歳未満の子育て期(母子保健・児童福祉・教育)の一体的なワンストップの総合相談支援を推進します。
ライフステージに応じた相談支援体制の確立	・障がいのある人一人ひとりのニーズに応じたサ ービスを提供するため、切れ目のない相談支援 体制を整備し、地域での生活を支援します。
地域における相談活動の充実	・民生委員・児童委員等と支援者との連携を図り、障がいのある人や家族が安心して生活できるように支援します。 ・本人の特性に応じたサービスの利用や地域生活支援拠点の充実を図ります。
重層的支援体制の推進	・障がいのある人(児童)、高齢者、生活困窮、ひきこもりの人等の複合化・複雑化した課題を抱える世帯等へ包括的な支援を推進します。 ・世帯の抱える複雑化した課題に対して医療・介護・司法・教育・就労・家計支援等の関係者と多機関協働のチームによる支援体制(支援チーム会議)を強化します。

#### ② 専門的な相談支援の強化

主な取組	内 容
障害基幹相談支援センターの設置・運営	<ul> <li>・障害相談支援事業者等に対する専門的な指導の中核的な機関として位置付け、障がいの特性に応じた支援体制の強化を図ります。</li> <li>・地域移行・地域定着の促進の取り組みや権利擁護・虐待の防止に努めます。</li> <li>・障がい関係機関の資質向上のための研修の開催や支援関係者のネットワークを強化していきます。</li> <li>・地域自立支援協議会の協議を当事者参加のもと進め、地域課題の解決を目指します。</li> <li>・障がいのある人(児)が身近な地域で医療一療育ーリハビリ等、切れ目なく専門的な支援を受けることができるよう、支援体制の整備に努めます。</li> </ul>



## ③ 地域生活支援拠点等の整備

主な取組	内 容
障がいのある人の生活支援	・障がいのある人(児童)の重度化・高齢化で 「親亡き後」に備えるために、緊急時の迅速 な相談や受入れ、一人暮らしへの移行が図られるよう努めます。 ・地域で安心した支援が受けられるように、、 門的人材の確保や育成等、地域の体制でで表 を整備していきます。2024年度から新たに、 を整備していきます。2024年度から新たに、 材の確保を支援します。 ・障がいのある人の自立支援の観点から、施設 等から地域への移行や就労支援に関している。 等から地域への移行や就労支援に関している。 等から地域への移行や就労支援に関している。 等から地域への移行や就労支援に関しているの 等から地域への移行や就労支援に関している。 は生活支援拠点の機能の充実やグループ有域 は生活支援拠点の機能の充実を図ります。

#### 【基本施策】 (2)切れ目のない療育・教育の推進

#### 現状課題

- ○就学後に支援を受けるための保護者手続きについて、説明会を実施しています。市内に民間 の認定こども園も設置され、支援を必要とする家庭に情報が行き届くよう、これまで以上に 関係機関の周知・連携が求められます。
- ○特別支援学級だけでなく、通常学級にも特別な配慮が必要な児童・生徒が増加傾向にあります。このような児童生徒への対応について、苦慮している特別支援教育支援員を含めた教職員も見られます。
- ○多様な障がいのある子どもに対し、適切な発達支援の提供が求められています。
- ○乳幼児期から青年期までの切れ目のない療育・教育・就労等の支援が求められています。

#### 今後の方向性

- 〇早期から適切な療育支援が受けられるよう、保育・発達支援・教育機関が連携を強化し、 相談支援を進めます。
- ○発達段階に応じた就学が円滑に進められるよう、教育支援体制の整備を推進します。
- ○保健・医療・福祉・教育の切れ目ない早期療育を推進します。
- ○特別支援学級の1クラス当たりの人数が増えたことにより、居場所づくりや絆づくりがうまくいかない児童生徒に対して、適切な支援ができるように、特別支援教育支援員を含めた教職員への研修の充実に努めます。
- ○地域全体の障がい児支援の質の向上を図ります。
- 〇「こども相談ステーション」を設置し、児童発達支援センター中核機能を充実します。

#### ■ 活動指標

指 標	2023年度 実績	2028年度 目標
関係機関における発達・療育相談実人数	938 人	1,015人

#### ① 就学前支援の充実

主な取組	内 容
保育環境の充実	・個別ニーズに応じた保育環境の充実のため、 障がいのある乳幼児の円滑な入園や加配保 育士の配置等について民間の認定こども園 とも協力し推進します。
早期発見・早期療育体制の充実	<ul> <li>・早期から適切な療育が受けられるよう、関係職種等がこども相談ステーション専門員と連携を図り、専門的な相談支援につなげていきます。</li> <li>・児童発達支援事業において、支援を必要とする乳幼児の療育を推進します。</li> <li>・障がいに応じた療育の充実を図るため、こども相談ステーション専門員による保育士等の資質向上に向けた研修の機会を確保し、知識・技術の向上を図ります。</li> </ul>

主な取組	内 容
相談支援体制の強化	・保健、医療、福祉、教育の関係機関の連携を 図り、早期からの療育相談支援体制の強化を 図ります。

#### ② 地域における障がいのある子どもへの支援

主な取組	内 容
児童発達支援センター機能の充実	・地域における障がい児支援の中核的役割を担います。 ・幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能を行います。 ・地域の障害児通所支援事業所に対する支援内容等の助言や援助を行います。 ・地域のインクルージョン*の推進に努めます。 ・地域の障がいのある子どもの発達を支援する相談機能を担います。

#### ③ 就学支援と教育支援体制の整備

主な取組	内 容
就学支援および相談体制の整備	・発達段階に応じた適切な就学ができるよう、 保健、医療、福祉、教育、保育の関係機関と の連携による就学サポート説明会の開催等、 早期からの情報提供や相談支援体制の整備 に努めます。 ・障がいのある児童・生徒およびその保護者の 理解と協力を得ながら継続的に就学相談・支 援ができる体制の整備に努めます。
地域における障がいのある児童・生徒との 相互理解の推進	・特別支援学級と通常学級の児童生徒がともに 学び、行事に参加できるよう配慮し、相互理 解を推進します。
特別支援教育推進体制の整備	・特別支援教育に関する教職員への研修を実施 し、指導力の向上を支援します。 ・特別支援教育コーディネーターによる関係機関 との連絡調整・協力体制の充実を支援します。
一貫した支援体制の構築	・個別の教育支援計画の活用による各種専門職の連携・継続的支援体制を確立し、一貫した支援に努めます。障がいのある人がライフステージに応じた必要なサービスを利用し、卒業後もいきいきと生活を営めるよう推進します。

※インクルージョン:包み込むという意味で、障がいの有無にかかわらず、すべての人が社会の中で生活し、 そのニーズに応じた地域生活支援を受けられるようにしていくこと

#### 【基本施策】(3)就労支援等の自立に向けた支援体制の充実

#### 【現状課題】

- 〇障がいのある人の雇用や就労継続支援における軽作業の受注においては、地元企業等の理解 と協力が必要となっています。
- ○福祉的就労における工賃が低く、障がいのある人が安心して生活できるよう総合的に就労を 支援する必要があります。
- ○障がいの特性や個別ニーズに合った就労環境を充実する必要があります。

#### 【今後の方向性】

- 〇合理的配慮の義務化により障がいの特性をより一層理解して雇用するよう、一般企業に対しての周知広報、理解促進を進め、障がいのある人の社会参加を推進していきます。
- ○障がいのある人の多様な就労ニーズに対する職種や作業の多様化や、雇用先の開拓・確保及 び相談支援の強化を推進していきます。
- 〇市内就労支援施設の受注等が増えるよう、付加価値のある商品開発や販路の開拓、一般企業 からの請負事業の増加、及び事業所と連携して優先調達を推進します。

#### ■ 活動指標

指 標	2022年度 実績	2028年度 目標
市内福祉就労施設における平均工賃	月平均 19, 495 円	月平均 26,100円

#### ① 福祉的就労への支援

主な取組	内 容
福祉的就労支援体制の充実	・一般企業への就労が困難な人に対よび能力の向上のために必要な訓練を行う「就労継続社的に必要な訓練を行う「就労継続社的」で、当を提供するとともに、知識を提近します。「就労移行支援」を推進します。「はいるできるよう、事業所の意見交換の場を設ける等、支援スキルの向上に努めます。できるよう、事業が新たなはの連携を図りの構築を図ります。できるようできるようできる場合でものは、福祉のよりの構築に努めます。・では、はいるでは、はいるのでは、いるのでは、いるのでは、はいるのではないるのではないるでは、はいるのではないるのでは、はいるのでは、はいるのでは、はいるのでは、はいるのでは、はいるのでは、はいるのでは、はいるのでは、はいるのでは、はいるのでは、はいるのでは、はいるのでは、はいるのでは、はいるのでは、はいるのでは、はいるのではないるのでは、はいるのでは、はいるのでは、はいるのでは、はいるのでは、はいるのでは、はいるのでは、はいるのではないるのでは、はいるのではないるのではないるのではないるのではないるのではないるのではないるのではないる。はないるのではないるではないるのではないる。はないるのではないるのではないるのではないるのではないるのではないるのではないるのではないるのではないるのではないるではな

# ② 雇用の促進

主な取組	内 容
公的機関および民間企業における雇用啓発・ 促進	<ul> <li>・市内企業での障がい者雇用に向けて就労支援アドバイザー派遣事業を推進し、法定雇用率を達成できるよう努めます。</li> <li>・雇用率制度や助成金制度等の各種制度を周知し、雇用率未達成企業の相談会やセミナー、各種イベントにおいて障がいがありながら働くことに関する普及・啓発を行います。</li> <li>・市広報・SNS等を用いて、地域の一般企業に対し、障がい者雇用の理解啓発を進め、協力企業を増やし職種や作業の多様化を働きかけます。</li> <li>・通所事業所連絡会が商工会との連携に向け、取組を推進します。</li> </ul>
就労相談機関との連携	・教育や福祉の関係機関、ハローワーク小松、 こまつ障害者就業・生活支援センター等との 連携による就業支援ネットワークを形成し、 就労のきっかけづくりや職場への定着、適切 な相談に努めます。
福祉施設から一般就労への移行推進	・福祉的就労から一般企業への就職を希望する 人に対して、関係機関の連携のもとに求職活 動から就職、職場定着にいたるまで一貫した 個別支援を行い、それぞれの人に合った職場 探しを支援します。

#### 【基本施策】(4)保健・医療・福祉サービスの充実

#### 【現状課題】

- ○特定健診やがん検診において40~50代の受診率が低いため、健診の実施期間等を見直し 少しでも受診しやすい環境を検討しています。
- 〇子育てや発達、障害に関する相談件数は増加傾向にあり、相談内容の複雑化や支援の長期化 がみられます。
- ○医療について希望することとして、手帳別では、「身体・精神」が「医療費自己負担分の減 免制度があること」、「知的」は「医療にたずさわる人が障がいを理解してくれること」が多 くなっており、福祉制度や医療関係機関における配慮が重要です。(アンケート調査より)
- ○障がいのある人(児童)の医療に関して医療コーディネーターへの相談が増加しています。
- 〇手話通訳者や要約筆記者等の人材不足がみられ、要約筆記については認知度が低い現状があります。
- ○市内の公共施設では、段差上に注意を喚起するための点字鋲の取付工事やトイレの音声案内 の設置などの整備を行っています。ただし、民間事業所における既存の建物(バリアフリー 法施行前)ではバリアフリー化していない建物があります。
- ○不安を抱えている障がいのある人に対して、現状を把握していくとともに、施設や環境等の 整備にかかる啓発や知識の普及を促進させ、地域で暮らすことに対する不安を減らしていく 必要があります。

#### 【今後の方向性】

- ○より身近な場所で気軽に相談できる機会として精神科医および臨床心理士によるこころの 相談を継続します。
- ○関係機関の協力のもと、相談窓口の周知、こころの健康に関する出前講座を実施します。
- ○障がいのある人 (児童) の医療に関して医療コーディネーターによる相談対応を充実します。
- ○手話に対する理解促進、手話を使いやすい環境の整備、手話通訳者等の人材確保に努め、必要な施策に継続して取り組みます。
- ○障がいのある人が社会活動の機会を広げることができるよう、多様な形態の外出支援を推進 します。
- ○障がいのある人が自立して生活するための住まいに関する支援を行います。
- ○地域生活への移行支援が必要な障がいのある人の住まいを確保するため、関連団体等による グループホームの開設支援を行います。また、利用希望者が適切な住まいに入居できるよう 支援体制の構築に努めます。
- ○関係課と連携し、総合的な住宅リフォームの相談体制を強化します。

#### ■ 活動指標

指標	2023年度 実績	2028年度 目標
特定健診受診率	54. 2%*	59.0%
医療コーディネーター(障がい)活動件数	25 件	60 件

※2023 年度 見込

# ① 保健サービスと医療ケア体制の整備・促進

主な取組	内 容
保健事業の充実	・健康診査や健康教室等の充実を図るとともに、周知を徹底し、利用率の向上に努めます。 ・自立支援協議会等で受けやすい健診体制などについて協議します。 ・障害の特性にあわせた指導を行います。 ・こころの健康を保つため、身近な場所で気軽に相談できる機会として、精神科医および臨床心理士によるこころの相談や、出前講座を継続します。
障害の早期発見体制の充実	・こども相談ステーション等において、関係機関と一層の連携を図りながら、多様化するニーズ等に対応するため、必要な機能の充実や体制の整備に取り組みます。 ・障害の早期発見とあわせて、早期に適切な支援が受けられるよう、医療機関や福祉関係機関、認定こども園、学校等の連携による支援体制の充実を図ります。 ・関係機関の協力のもと、相談先を周知します。
医療ケア体制の充実	・障がいのある人(児童)と親等の介護者が安 心して暮らしていけるよう、保健、医療、福 祉、教育の関係機関が連携し、切れ目のない 支援等が可能となる体制づくりを進めます。 ・医療コーディネーターが障がいのある人(児 童)の相談対応を行います。 ・医療的ケアが必要な人に、短期入所等必要な サービスの提供ができるよう努めます。
医療との連携	・保健、医療、福祉分野の関係機関における連携を図り、障がいのある人の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確立に努めます。 ・複雑化・多様化する相談を多機関で支える支援を強化します。 ・医師会や各あんしん相談センターの医療コーディネーターが障がいのある人(児童)の関係機関と連携し、障がい者のある人(児童)が安心して医療が受けられるよう、医療体制の充実に取り組みます。 ・障がいのある人が病歴や健康状態等を適切に把握し、治療が受けられるよう相談員と医療機関等関係機関が連携する医療体制の充実を図ります。

# ② 福祉サービス・地域生活支援の充実

主な取組	内 容
各種年金や手当、医療助成制度の利用促進	・各種年金や手当、医療費助成制度について、「安 心のてびき」や窓口相談の機会等を利用して 周知を図り、適切なサービスを充実します。
補装具や日常生活用具給付の周知と利用促進	・身体上の障がいを補うための用具の購入、修 理費を支給する補装具や日常生活用具給付 等事業について周知を図り、適切な利用を促 進します。
各種障害福祉サービスの提供と充実	・各種障害福祉サービスや各種制度について周知を図り、適切な利用を促進します。 ・年齢や障害種別等にかかわらず、身近なところで必要なサービスを受けられるよう、地域生活支援事業の周知を図り適切な利用を促進します。 ・聴覚障がいのある人へ各種派遣サービスを充実します。

# 2 成果指標

基本方針	基本施策	指 標	2023年度 実績	2028年度 目標
	理解啓発の充実、情報	障害者週間事業参加者数	517人	700人
1	1 アクセシビリティの	福祉体験学習の開催回数	72 回	100 回
'	推進	地域福祉委員会の活動件数	5,223件	5,400件
住 み慣れ.	   交流の促進、社会参加	当事者や家族の思いを話す場の 開催延べ数	2 回	5 回
女順	の推進	手話通訳者派遣人数(延べ)	344 人	365 人
した		要約筆記者派遣人数(延べ)	30 人	30 人
で地	   差別の解消・権利擁護	成年後見制度に関する 相談実人数	6人	10 人
せ誰 るも	の推進	成年後見制度に関する認知度 (アンケート調査より)	22.4%	30.0%
まがった。	した て地 暮域 差別の解消・権利擁護 の推進 るまが さまが ちが ちが ちが ちが ちが きまが ちが ちが きまが ちが ちが きまが ちが できまが ちが できまが ちが できまが ちが できまが ちが できまが ちが できまが ちが できまが ちが できまが できまが できまが できまが できまが できまが できまが できまで できたで で で で で で で で で で で で で で	地域福祉委員会の活動件数 (再掲)	5,223件	5,400件
フ豊くか		住宅改修費助成利用件数	0件	2件
くか 災害・緊急時の支援 りに 体制の構築	在宅支援型住宅リフォーム助成 事業利用件数	3件	11 件	
2	包括的な相談支援 体制の充実	地域生活支援拠点支援計画登録 件数	1件	30 件
障 生 が い な	切れ目のない療育・ 教育の推進	関係機関における発達・療育 相談実人数	938 人	1,015人
る 仕 人 組 が	就労支援等の自立に 向けた支援体制の 充実	市内福祉就労施設における 平均工賃	月平均 19, 495 円 <sup>※1</sup>	月平均 26,100円
み 直 づく	保健・医療・福祉	特定健診受診率	54. 2% <sup>*2</sup>	59.0%
く し 保健・医療・福祉 りた サービスの充実		医療コーディネーター(障がい)   活動件数	25 件	60 件

※1:2022 年度実績 「工賃総額÷支払対象者」(障害福祉サービス等報酬改定における工賃算出方法に準じる) 工賃は、作業内容・就労時間等により個人差があります。

※2:2023年度見込

# 第5章

# 計画の推進

# 第5章 計画の推進

#### 1 計画の推進にあたって

次に掲げる点に留意し、本計画を推進していきます。

#### (1)庁内、市内・外における連携の強化

本計画の各種取組を推進するためには、庁内各課の連携のみならず、市内の多様な主体 (市民、関係団体及び事業者)の協力が不可欠であることから、連携を強化しながら、取り 組みを推進していきます。

また、市単独で対応できない取り組みもあるため、国や県、近隣自治体とも協力の上、き め細やかなサービス提供体制の確保等に努めます。

#### (2)PDCAサイクルによる点検及び評価

計画の推進に当たっては、進捗状況や達成状況を点検・評価し、それを次の取り組みに反映していく「PDCAサイクル」による計画の進行管理を進めます。

成果目標や事業量については、実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を行います。

次期計画を策定する際には、本計画における評価等を踏まえながら、その結果を反映していきます。

#### ■ PDCAサイクルによる点検及び評価

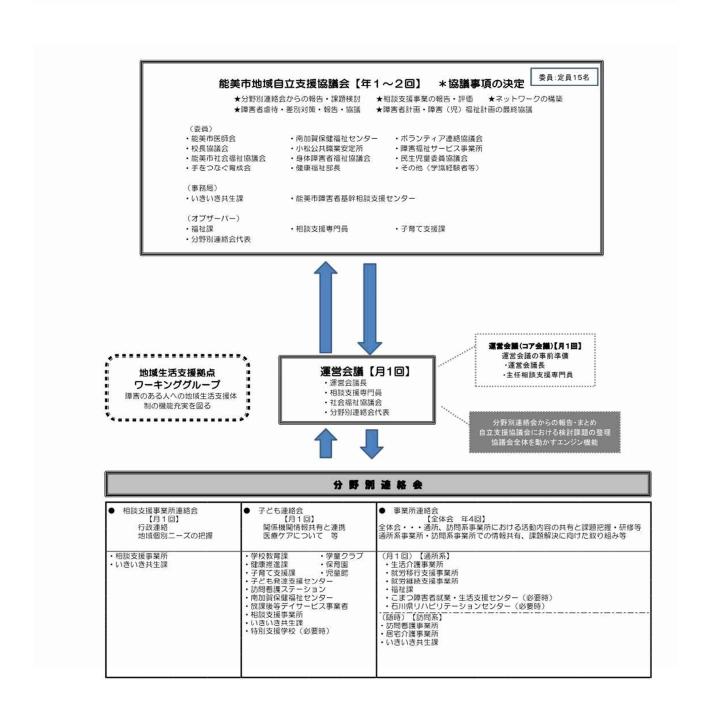


## 2 能美市地域自立支援協議会の体制図

能美市地域自立支援協議会の体制図

令和7年7月9日修正

#### 能美市地域自立支援協議会 全体図



# 資料編

# 資料編

# 1 計画に関する関連法令の動向

近年の障害福祉に関する関連法令の動向は、以下の通りとなっています。

年度	関連法令	別は、以下の通りとなっています。 概要
2007年度	改正障害者基本法の施行	・市町村障害者計画の義務化
2009年度	改正障害者雇用促進法の施行	・中小企業が協働で障がい者を雇用する仕組 みの創設等
2010年度	改正障害者雇用促進法の施行	・障害者雇用納付金制度の範囲拡大、 短時 間労働に対応した雇用率制度の 見直し等
	改正障害者基本法の施行	・目的規定や障がい者の定義の見直し等
2011年度	改正障害者自立支援法の施行	・障がい者の範囲見直しやグループホーム等 利用助成の創設等
2012年度	障害者虐待防止法の施行	・障がい者の虐待の防止に関わる国等の責務、障がい者虐待の早期発見の努力義務を 規定
	改正障害者自立支援法の施行	<ul><li>・利用者負担の見直しや相談支援体制の強化等</li></ul>
	障害者総合支援法の施行	・障害者自立支援法の廃止に伴う障がい者の 範囲の見直し等
2013年度	障害者優先調達推進法の施行	・障がい者就労施設等の受注の機会の確保に 必要な事項と規定
	改正障害者雇用促進法の施行	・障がい者の範囲の明確化
	障害者基本計画(第3次)の策定	・基本原理の見直し、障がい者の自己決定 の尊重の規定等
2014年度	障害者権利条約の締結	・障がい者の尊厳と権利を保障するための人 権条約
2015年度	改正障害者雇用促進法の施行	・障害者雇用納付金制度の範囲拡大
	障害者差別解消法の施行	・障がいを理由とする差別の解消の促進に関 する基本的な事項や措置等を規定
2016年度	改正障害者雇用促進法の施行	・障がい者の権利に関する条約の批准に向け た対応等
	改正発達障害者支援法の施行	<ul><li>・発達障がい者の定義の改正、基本理念の新 設等</li></ul>
2018年度	障害者基本計画(第4次)の策定	・共生社会の実現を目指し、障がい者自らの決 定に基づく社会参加、自己実現の支援を明記
	改正障害者総合支援法及び 児童福祉法の施行	・障がい者の地域生活の支援や障がい児支援 へのきめ細かな対応等
2010十1文	改正障害者雇用促進法の施行	・法定雇用率の算定基礎の見直し
	障害者文化芸術促進法の施行	・障がい者が文化芸術を推進できる環境整 備、支援等

年 度	関連法令	概要
2019年度	改正障害者雇用促進法の施行	・障がい者の活躍の場の拡大、雇用状況の 的確な把握等
2020年度	改正障害者雇用促進法の施行	<ul><li>・国及び地方公共団体の障がい者活躍推進 計画の作成、公表等</li></ul>
	改正社会福祉法の施行	・「重層的支援体制整備事業」の創設、社会福 祉連携推進法人制度の創設など
	医療的ケア児支援法の施行	<ul><li>・医療的ケア児及びその家族に対する 支援等</li></ul>
2022年度	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に 係る施策の推進のための基本理念、基本的施 策の設定
2022年及	第2期成年後見制度利用促進 基本計画の策定	・成年後見制度の運用改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進について記載等
2023年度	障害者基本計画(第5次)の策定	・共生社会の実現に資する取組の推進、障がい のある女性、こども及び高齢者に配慮した取 組の推進について記載等
	改正障害者雇用促進法の施行	・雇用の質の向上のための事業主の責務の明 確化等
	改正障害者総合支援法の施行	・就労選択支援の創設、共同生活援助(グループホーム)の支援内容の法律上の明確化、障がい者、難病等についてのデータベースに関する規定の整備等
2024年度	改正児童福祉法の施行	・障がい児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体(都道府県・政令市)の明確化、こども家庭センターの設置の努力義務化等
	改正障害者雇用促進法の施行	・週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の身体・知的障がい者、精神障がい者 の算定特例等
	改正障害者差別解消法の施行	・事業者による障がいのある人への合理的配 慮の提供を義務化

# 第4期 能美市障害者計画

発 行 2024年9月

発 行 者 能美市

住 所 〒923-1297 石川県能美市来丸町 1110 番地

T E L 0761-58-1111 F A X 0761-58-2290

企画・編集 福祉課・いきいき共生課